

1. 件 名：東海第二発電所設置変更許可申請（圧縮減容装置の導入）に関する事業者ヒアリング
2. 日 時：令和3年10月20日 15時00分～18時35分
3. 場 所：原子力規制庁 9階B会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

天野安全管理調査官、角谷主任安全審査官、建部主任安全審査官、
宮本主任安全審査官、土居安全審査専門職、長江技術参与

日本原子力発電株式会社：

発電管理室 部長、他4名

発電管理室 部長、他5名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「緊急事態宣言解除を踏まえた原子力規制委員会の対応」（令和3年10月6日第36回原子力規制委員会配付資料1）に基づき、一部対面で実施した。

6. その他

提出資料：

- （1）東海第二発電所 圧縮減容装置の設置について 補足説明資料（CVRD-1-001 改6）
- （2）東海第二発電所 ヒアリング等における確認事項に対する回答一覧表（CVRD-1-002 改8）
- （3）東海第二発電所 圧縮減容装置の設置 審査会合における指摘事項の回答（CVRD-1-003 改5）
- （4）東海第二発電所 圧縮減容装置の設置に係る原子炉設置変更許可申請審査スケジュール（案）（CVRD-1-005 改6）
- （5）東海第二発電所圧縮減容装置 適合のための設計方針（既許可と圧縮減容装置設置に伴う設計方針の比較）（CVRD-1-007 改2）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	都議選原子力規制庁のカドヤです。それではただいまから東海第2発電所圧縮減容装置の設置についてヒアリングを開始したいと思います。まず事業者から説明資料進め方と説明をお願いします。
0:00:18	はい、日本原子力発電のアリモリでございます。それではまず資料の確認から始めさせていただきます。
0:00:25	まず資料番号シールRB-1-001の6番になります。この10月20日に提出させていただきました補足説明資料でございます。
0:00:36	続きまして、死亡RB-1-005段階もあっちになります。10月20日付のスクラビング露頭における確認する確認事項に対する回答一覧表でございます。
0:00:50	指導も三番目の整備RB-1.003番、こちらの10月20日付提出でございます。審査会合における指摘事項の回答でございます。
0:01:03	CVRB-1-0する5ば、
0:01:07	この会議の6になります。こちら診察軽重ルール案であります。
0:01:11	最後にCvRVの1-07番でございます。
0:01:16	こちらは県の
0:01:18	2番として10月20日付の設計方針の比較に関する資料でございます。以上の資料から御説明をさせていただきます。ただ、本日の説明の進め方として、まず前回前々回いただいた値の
0:01:34	御指摘の事項の中で、補足説明資料からですねコメントの回答進めさせていただきます。第27条から30条に関する御説明をスタートにですね、六条救助また12条の
0:01:50	あと最後前回も御説明アスペリティプラグたいと思っております。
0:01:54	そして後半に
0:01:56	5回会合資料の確認であったりとか、例えば第8条27条の廃棄物の処理フローの関係の説明図、こちらをさせていただきます。以上でございます。
0:02:10	はい規制庁からです。ではあの説明を開始してください。
0:02:18	はい、日本を
0:02:23	日本原子力発電の武田です。
0:02:33	波源本件3今タケダさんの声聞こえてますか。
0:02:37	はい、インターフェースを設置すると思います。はい、ありがとうございます。説明続けさせていただきます。日本原子力発電の武田です。では資料の説明に17条から順番に説明させていただきます。27条はまず突っ込ん持参三つに分けて御説明します。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:54	給水加熱器の整定切断の成立性被曝線量評価。散逸しがたいための局排の扱について、続けて公開ご説明します。まず給付利加熱機の
0:03:10	保守的につきましてコメント資料 002 番、コメントNo.40 番をご覧ください。
0:03:18	いただきました御指摘があった給水加熱器の仕分け切断作業を行うという事に当たっていずれ説明しているので文章にも明記することと、またあわせて給水加熱器問題なく設改定できるということをしっかり説明することという御指摘をいただいております。
0:03:37	反映しましたのが 00 一番の通し番号 294 ページになります。
0:03:47	こちらに書きましたのが給水加熱キーを覆うから伝熱管引き出して切断するんですけども応答直さに関して説明を追加してます給水加熱地区は熱交引き出さの長さは約 26m であるのに対し、手話稚拙な作業量は約 8 名というのはスクリーン利用書類を用いたとしても、
0:04:07	27m幅がありますので、加工可能でありまして切断ができるということを文章で書けておりますとともに通し番号の 200。
0:04:21	すみません。
0:04:25	すいません 198 ページをご覧ください。
0:04:28	給水加熱器から伝熱管を引き出してやすくインフレ成長ちょっと干渉せずに説明ができるということをイラストでも示しました。
0:04:38	続きましてコメントNo.43 番になります。被曝評価に関する御指摘でございまして線量評価に用いた条件表について、放射性物質濃度ダスト濃度と被ばく標高を一緒の表でまとめていたんですけども。
0:04:56	区別して識別することと、また、27 表の 3 表を中で水分含有した廃棄物等が有していない廃棄物というのは分け方で館山寺装置ましたというような御説明をしてたんですけど、ちょっとそこを考えると見直しています。
0:05:13	お開きいただきたいのが通し番号 300、10 ページ以降になります。
0:05:23	まず表の仕立てとしては 311 ページ 312 ページにおきまして、仕訳切断作業とマスク陣容装置の設置それぞれの線量評価に関する条件表というのを 6 表 7 表で独立して作成しております。
0:05:40	これの上、これらの条件を用いて計算した結構 8 表でまとめるという仕立てにさせていただきます。
0:05:47	またあわせて、
0:05:50	公表 4 表へと 309 ページから 310 ページですね、の中の空気中の濃度限度、これはどこへ等、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:01	含水している人以内というのは個別の仕方を展開していたんですけども、今回は最も厳しいで濃度限度、トリチウムに対してですね、もっと厳しいのドイ運動、有機物のものを採用してそこに比べても十分小さいんだと。
0:06:16	というような御説明でもって参りました。
0:06:19	また、それに関連して前回この化学ちっと一方 311 ページ 31211-6 表 7 表中の実効線量換算係数も掛けとあわせてそれぞれ違う数字になりますので御説明していたんですけども、こちらもそれぞれ最も厳しい線量になるような
0:06:37	館山寺ケースをそれぞれ選んで評価しているということで保守的な評価を行っても、問題ないというような説明の資料 1 を下で言えました。
0:06:48	続きましてコメントNo.5、59 番になります。
0:06:59	いただいておりますのが市商企切断作業エリアの多さ漁場等はスクリーンを処理エリアの覆う再発防止信用影響与えない関係について説明拡充することということで、こちらは、
0:07:16	まず、通し番号 318 ページをご覧ください。
0:07:22	まず 318 ページは、
0:07:25	切断作業に関する散逸しがたい往診設計に関する説明を拡充しております。液位を組むっていう所仕分け切断作業また手話既設長さ常陽は圧縮減容装置の設置後においても、
0:07:41	壁天井扉により区画された範囲を負圧すること及びフードの下部から汚染の可能性のある空気の雰囲気を配置することにより負圧一夜換気能力に影響を与えず、放射性物質が散逸しにくい設計とすると、取材設計とする。
0:07:56	次のページいきましてさらに詳述段差量であれば切断作業を行う際に、高性能粒子フィルタつき局所排風機を使用することとし、汚染拡大防止を図る措置を 1000 株措置を図る運用とすることを書いていきます。1 ページ戻ってきまして 316 ページの黄色とパラグラフ、
0:08:13	2 パラグラフでは仕分け作業に対して同様の説明を行っています。
0:08:19	ちょっとページが前後して恐縮ですが、通し番号 319 ページ以降の圧縮減容装置のほうはどう考えるかという、さらにかから始まりますが、まずさらに仕分け切断作業言わしは既設の作業を行う際に構成の領収たつき、
0:08:35	局所排風機踏襲することとし汚染拡大防止措置を図る運用とすると。
0:08:40	またスクリーンを装置は、図に示す壁天井等により区画された範囲内の圧縮減容処理エリアにて行う仕分け切断作業時或いは上記の通り手話決算作業を行う際に、高性能粒子フィルタつき局所排風機を使用する運用とするとともに、マスク休業処理は、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:56	圧縮減容処理装置の蒸気の風洞設置することで互いのエリアに放射性物質が飛散しにくい影響与えない設計とすると、この後、補足説明資料でこの説明のありましてちょっと資料間での繋がりもあわせて御説明したいんですが、003番の審査会合のパワーポイントをお開きください。
0:09:14	こちらの通し番号
0:09:18	13ページのほうでここに関する会合の場で福住層とすることを書いております。
0:09:25	箇条書きが幾つかありますが、二つ目からですね。しかしから始まるところで基準要求であるし、放射性物質拡散しにくいものを踏まえ、スクリーンを装置によるスクリーン用事に放射性物質拡散しにくいものとなるよう、
0:09:42	風洞かこういうふうな動き負圧を維持し、間注入や配置する設計方針変更することとしたと多少は既設な作業ではスクリーンを装置の設置法においても壁天井扉による区画された抑圧維持すること及びフードの下部から汚染の可能性のある区域、
0:09:58	の雰囲気を配置することにより、負圧異常環境換気能力には悪影響を与えず放射性物質が算出にくい設計とすると、さらに招致切断作業り或いは仕分け切断作業を行う際に、高性能粒子フィルタつき局所排風機を遂行することとし、汚染拡大防止措置を図る運用とする。
0:10:16	というの会合で御説明しました上でさらに資料番号 007 番設計方針の比較をご覧ください。こちらでどのように表現しようとしているかというところまで御説明したいと思います。
0:10:28	007 番の通し番号の 51 ページになります。
0:10:34	こちらでは 27 条に対する設計方針を記載しておりますまず圧縮減容装置は投入孔フードで囲わフード内を配置することで処理する過程において放射性物質が散逸しにくい設計とすると、私は既設の作業エリア内での作業が当該区域内を排気することで、
0:10:51	処理する過程において放射性物質が散逸設計Ⅱと、これは設計について触れておりまして、運用までは触れていないと言うまとめ方にいたしました。
0:11:01	また、70 ページをご覧ください。
0:11:05	これは添付パレット
0:11:08	設計方針の 7 章の中の放射性廃棄物に関する説明になりますが、(7) 固体廃棄物処理建屋という設計への補償素子ありましたので、これを黄色のように変えるということを考えてます。最初から言いますと正直切断作業エリアでは不燃性雑固体の手話協議切断作業を行う。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:27	圧縮減容処理エリアでは、スクリーン様相継ぎ手不燃性ジャスコと廃棄物のスクリーンに行く直しは決断作業を行う仕分け切断作業エリア内の作業場並びにはスクリーンを処理エリアからなる範囲は、放射性物質の再総合するため周囲から区画し、
0:11:42	当該区域を負圧にすると汚染拡大防止措置を講じる。
0:11:46	負圧に維持する等という表現がありますので、ここで局所排風機までは触れないというようなまとめ方を考えました。またスクリーンを処理エリアはドラム缶を封筒で囲ってルート配置するというを書いております。
0:12:01	以上のようなまとめ方を考えました。27条に関して3項目について分けて御説明いたしました章です。
0:12:12	はい。
0:12:12	はい規制庁の加藤です。はい、説明を了とございます。ちょっと順番に行こうと思えますけど、まず、
0:12:20	最初が40万ですかね、コメントを回答コメントNo.の40番のところでは第6給水加熱器の仕分け切断ということで、これ冷凍図でも表しいたしている通り27メーター
0:12:38	に対して28メーターあるので、その第6給水加熱器の解体を行うというのは集金装置を設置したとしてもその作業自体はちゃんと行えるということでよろしいですかね。去年のため確認させてもらいます。その通りです。はい多くありましたじゃあそれは成立性があるということで理解をしました。
0:13:00	40番の関係、九州側からありますか、特によろしいか。
0:13:05	じゃあ続いて
0:13:09	40
0:13:11	三番ですかね、43番。
0:13:15	27ページ、7条-22ページあたり23ページ。
0:13:19	こちら規制庁側から、はい。
0:13:23	はい。規制庁ノロウイルスけれども、これ私のコメントだったんですけども、スズキとですね説明の方理解いたしましたので、その結果のところとかですね数値のところは特にですねコメントないんですけども、
0:13:40	ちょっと1点から確認したいんですけども27条-二十二、三百9ページのところで、
0:13:49	の米印の表に第27-4表の下の米印のところなんですけれども、
0:13:59	名以降のところですからの水分を含有する可能性があるってところでトリチウム水C14は上記におけるっていうふうにあって、水分を含有するのとC

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	14の蒸気っていうのがちょっと関係が見えなかったんでこのところトリチウムが水っていうのはわかるんですけども、
0:14:17	そのところって、どういう関係減り水分が許しているとC14が蒸気になるのかちょっとこれ既許可のところなんで、なんですけれどもちょっと分かる範囲で教えて説明をお願いします。
0:14:38	原電本当山本主任載せますか。
0:14:48	すみません。
0:14:50	連盟濱本です。
0:14:53	ですねちょっと既許可のところに実際にどういうカーブっていう対応を本当に提案できるかっていうところがちょっと不明確でして、一つその水分含有しているっていうところだけは
0:15:10	わかっていてですね。それではその十分の飽和水っていうところ明確なんですけど、介護保険の方はちょっと明確に水っていうところで非常に
0:15:23	形としてはちょっと説明しづらい部分であるんですけど、ちょっと上記状況スパッ水蒸気につき事実以上にはないというのは上記1回形ということで、ここで丸めてちょっと記載をさせていただいているっていうのが現状です。
0:15:44	規制庁あ規制庁ノウイルスエネット理解しましたこれあの、ええと、トリチウム日えっと線量告示の別表とか見ると取り組むのは水考慮しているということなんでしょうけど
0:15:59	74のほうは多分側の蒸気が一番厳しいから毎期一番厳しいあたりの
0:16:05	なのかなというところも今回の
0:16:09	変更内容との説明のところでもあそういうことなのかなともちょっと推測してたんですけどもはい。ええとこについては、
0:16:19	一応を事業者側の説明のほうわかりましたので私からは以上です。
0:16:36	規制庁の新井です。ちょっと今の
0:16:41	ご質問と回答に関連してなんですけど、ちょっと既許可のほうはともかく、新しく今度減容圧縮そうちいで
0:16:53	なんていうのが再あらたについて今回追加した評価。
0:16:58	もうなんですよね例えば、
0:17:03	110ページの27-5表のところの
0:17:07	この周辺感知区域外の空気中濃度限度、
0:17:12	ここに国Gの別表1の引用があるんですけど、ここにはね、その別表のどのなんていうね各核種に対するどの核種、或いはその中のシリーズの中の
0:17:29	5項目あったらその中の最大値とかですね、各引用に対して注記をつけて残していただけないですからそうしないと毎回同じような質問が出て多分その、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:44	これ見てその次の参考にする人をもうちょっとまた
0:17:50	なんて言うんですよね
0:17:51	すごい手間がかかると思うんですよね今担当者がかなり詳細に調べて質問してそれに対して、また業者の方からお耐えいただくというプロセスなんですけど、本来その告示の引用で
0:18:08	つけたものっていうのがね、お互いも最初からきちんとこの別表も
0:18:15	携帯何何何のなに何なりであるとか、その別表のいろいろ核種、核種によって状態によって決まってる項目が五つぐらいあるんだけれどもその中の最大値のこれだっというのがね、はっきりわかるように
0:18:32	中給をそれぞれにつけていただけませんか今後の5なんていうんですかね
0:18:38	やりとりでもですねそうそうしないとその数にも毎回毎回告示の別表見てる我々もわけにはいかないんで、ちょっとそういうところをお願いできたらと思うんですけど今回の追加、今回追記した
0:18:54	圧縮減容の評価のところの評価条件っていうことについてです。
0:19:04	原電オオウラです。コメント承知いたしました。
0:19:08	何かありますか。
0:19:10	大体です。普通は原電の山本です。
0:19:16	念のための確認になるんですけど、核種ごと欧米家屋形態それぞれ全部えつと記載した上で、一番保守的で残れなどで、これを使ってますっていうのは具体的にすべて並べ並べたような表をおわかりにつけるということでもよろしいですか。
0:19:35	それで、
0:19:36	に情報も含まれてたらいいんですけど規制庁ナガエです。
0:19:40	それ基本的にはそういうことを書くんですけど、別件のその何ていうかね誰が読んでも票を見て、その核種を見ればその
0:19:50	採用した辺りがですね、ご苦労フォローできる程度にこう書き加えていただきたいという流しするのが趣旨です。
0:20:01	原電の山本です。了解しました。
0:20:12	規制庁の川です。それじゃ、43番関係はよろしいですかね。
0:20:21	はい、じゃあ、続いて
0:20:27	もう10、
0:20:28	9番ですかね、散逸しがたいのところですけども。
0:20:33	これちょっと会合用の資料の書きぶりそれからこの補足説明資料の書きぶりのところで、ちょっと1回認識をちょっと確認しておきたいなと思っているのが

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	圧縮減容装置のところは風洞つけてエリアを引いてっていうところで最地がたい。
0:20:52	いうのを担保するってことなんですけど、仕訳切断作業エリアのほうの仕分け作業それから切断作業の方の歳出しがたいいための対策っていうのは具体的に何が必要条件だというふうに今理解されてますか。
0:21:16	等必要となるのは、各党交換機があった上で、それらの機能維持するために局所排風機を設置する運用を追加で
0:21:30	すみません。原電道路です。
0:21:34	処理施設のエリアの産地が対応立てするために必要なものは価格を負圧維持するというふうに考えております。
0:21:45	以上です。
0:21:48	明らかですけど、当局所排風機の対応っていうのは散逸しがたい設計ももとのその始まりが結局同じその負圧で引いてるところに、ほかの処理工程が買え入ってきてっていうところでももとのその
0:22:05	あった仕分け作業切断作業っていうところの散逸しがたいの対策が変わるんじゃないですかってところからだったと思うんですけど、今の御哀悼だとあれですよその仕訳切断作業の所仕分け作業切断作業のところは、エリアを引くこと。
0:22:24	で抑えてる値っていう説明になります。
0:22:32	原電の浦です。基本的にはその通りだというふうに考えています。
0:22:40	原電の鈴木です。局所排風機で引くという行為そのものは必ずやります。それで、今回我々もちょっと改めて整理をしているんですけども、圧縮装置のほうは風土で引きますと、それによって散逸防止を図りますと、
0:22:58	仕訳切断のエリアについては従来は負圧で引くと、区画されたところで負圧でいくといったところで再発防止というふうにしていました。そこに高圧縮装置っていうのがぼんとかうってきたときに、じゃあえっと仕分け切断お隣とかで例えばやりますと、
0:23:14	その時に圧縮装置側の作業というのはフードの方でこう引っ張りますので、仕分け説明の方には京急というのはないものと思ってるんですけども、仕訳切断の方が圧縮装置に対してどうなのかというような議論があったというふうに考えていますのでその要求そのものは、
0:23:31	じゃあ 27 条の 3 項の散逸しがたい設計の話なのかどうなのかといったところなんですけども、むしろ 27 条の議論というよりはむしろその被ばくというような観点で、30 条の議論なんじゃないかといったところで、今回そういったその双方の影響という意味では

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:51	30 条の影響なんじゃないかなっていうようなことを考えた上で散逸しがたいといっているものについては同じエリアでやっている様が区画から引っ張るといったところでさしがたい設計っていうのは担保されてるんじゃないかと、要するにその区画から外に行った時のALARAというか、
0:24:07	外部での線量という意味では同等なんじゃないかといったところで、運用というように形で整理をさせていただきました。
0:24:16	時長のカドヤですけども、そうすると局所排風機を必ずやりますて、
0:24:24	いう必要性ってどこにあったんでしょうか。
0:24:28	えっと原電の鈴木です。そういった意味ではなんてすかねとALARAだというような観点では確かに 27 条散逸防止とかALARAというような観点では確かに局所排風機は、必ずしも必要ではないというふうに考えています。
0:24:44	一方で、やっぱり先ほど申し上げた 30 錠とか相互のその放射性の学校仕訳の仕分けと仮設案の且つとかがですね、圧縮側のほうに行かないとかそういったようなことを、やっぱりなるべく事業者としてしっかりやるというような観点では、
0:25:00	やっぱり局所排風機はあったほうがいいだろうというようなところで、やっぱり必要が必要なんだろうなっていうふうに思ったところです。
0:25:18	規制庁ナガエです毎回同じことを言ってるんですけど。
0:25:22	27 条の 3 号って書いてるのは、放射性物質を処理する過程において、放射性物質が散逸しがたいものとする事なんで。
0:25:32	今皆さんおっしゃってる。
0:25:35	仕訳切断エリアで行う行為は仕分けの行為、
0:25:40	それから、切断の行為ですね、それぞれに対して散逸しがたいということはどうやって
0:25:48	考慮されてるのかももう一度明確に説明いただきたいんですけども、
0:25:53	原電の鈴木です圧縮については先ほど申しましたけども圧縮の過程で生じるものというのはフードから引かれると、手話系へと切断の作業についての散逸しがたいについては従来からその区画で要するに仕分け、
0:26:10	とか切断っていうその局所の場所から引っ張るっていうよりもその区画全体として引っ張ることで再発防止といったところで許可を得てきているというふうに思ってますんでこの考え方そのものは潜航も同等と同様でして、そういったようなプラントがあることも確認しております。
0:26:25	従って今回じゃあその圧縮装置のエリアが入ってくることでそういったものが変わるかというようなことなんですけども、変わらないっていうような考え方もでき

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	<p>るんではないかなっていうふうに考えたところです。ちょっとこれ考え方の整理の問題でもあるので、我々としてはあまり構築ですね。</p>
0:26:42	<p>あまりここを結局やることそのものは変わりませんので、再発防止の観点でも必要かどうかという観点は、ちょっと議論があって、やっぱり必要だということであるならば、やらざるを得ないと考えるんですけども、今申したような説明でもですね、何か整理ができるのかなといったところでちょっと</p>
0:27:01	<p>我々として、今回提示をさせていただいたところです。規制庁ナガエです。私の質問は、</p>
0:27:09	<p>これも言ってるんですけども、</p>
0:27:15	<p>出てる</p>
0:27:19	<p>処理の過程ごとにどういう対策対策なり設備を設けるから産地がたいのかっていうのを具体的に説明してくださいと言ってるんですよ。</p>
0:27:30	<p>まず基本的には今の</p>
0:27:36	<p>切断なり分配するところっていうのがエリア的にまず区分されてないですよ一緒に引いてますよね。</p>
0:27:47	<p>それがどう、どうして3しがたいということになるんですか処理オートに</p>
0:27:51	<p>私は聞いているのは、処理ごとに</p>
0:27:55	<p>工程ごとに山地がたいということを何で担保してるのか、どういうもので担保しているのか、それは原因は出荷縮減についてはわかりましたよ。</p>
0:28:04	<p>でもそれができたことで、今度、従前の評価の考え方自体が、</p>
0:28:10	<p>変わり得るってことを前提に質問してるんですけども皆様変わらなくて従来のままでいいとおっしゃってるので、何遍も質問するんですけども、</p>
0:28:20	<p>今の</p>
0:28:22	<p>今のエリアを変えずに、層厚も変えないってことであれば、その採取値っていうことが何で担保取れてるのか、全くちょっと理解。</p>
0:28:33	<p>できないんですけども、</p>
0:28:36	<p>現在のスズキですちょっと先ほど申した通り、区画を育てていくことで達成してるっていう考え方もできるんじゃないかということ言ってるんですけども、今永井さんがおっしゃっているのはあれですかね</p>
0:28:50	<p>切断作業エリアのところから等とのところで生じた例えばカスみたいなものが要するに圧縮装置のフードからこう吸い込まれていくとそう言ってもエリア跨りではないかということをおっしゃってるってことでよろしいでしょうか。</p>
0:29:05	<p>質問は単純で、その処理処理区処理、こうこと処理工程ごとに山地が高いっていうことをどういうふうなもので暖房して設計に係る書き込まれるのかっていうことを聞いてるんですが、少なくとも、</p>

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:20	今、
0:29:22	としてるところは、
0:29:27	資本を、
0:29:28	その切断とかその区別せずに式負圧にするということだけおっしゃってるんで、その参集たいってということと、その負圧にするということですね違う話だと思うんですよ書類、少なくともその区分をされてないんでね作業の
0:29:43	作業のエリアをページがあるとか区画があるとかっていう、そういうものがあつた上で、
0:29:50	負圧にするっていうんだったら理解できますけれども、その二つの作業を
0:29:55	二つ同時にやるごっちゃにあるにしてなった状態っていうのを想定したときに、そこから1アマノ一緒に引いてるっていうことだけで算出値って車両ごとの算出値ということにはならないんじゃないかと思うんですけれどもいかがですか。
0:30:13	当原燃の鈴木です。ちょっと平行線で全く私がこれから言うことも全く同じになってしまうのであまりこれ以上っていうようなところもあるんですけども区画が区切られていて、要するにあのALARAというような観点でもともと27条の3、再発防止があるとするならば、
0:30:32	もともとその区画されたところで仕訳とか切断をやって局所的に高何とか場所場所で切ってますね局配布っていうことはもともと許可上取って、そういったやり方で許可取っていないので、あのエリア全体を引くといったところで許可を取っているということからすると。
0:30:50	特に再発防止に適合するという考え方もあるんじゃないかというようなところだったんですよね。成長ながらですけども、この27条は、ならではのALARAっていうかその作業者の放射線業務従事者の被ばく低減という意味ではなくて、
0:31:06	山地がたいことを担保することで一般公衆のリスクがないっていう観点の27条、それは
0:31:14	前の解釈ではないかと思えます。それで、今度前の言ったんですけども、基本的に既許可と変わるのは、新たに縮減装置で新たななんていうんですよね。最終値ということを示的に
0:31:33	大きめになって、それを
0:31:37	きちんとした設計として持ち出したっていうことで、当然既許可の影響はどうなるかっていうと、仕分け切断っていうものについてもきちんと同等のものが必要だっていう形になれば当然その
0:31:52	仕訳切断それぞれに分けた形で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:56	それぞれの3しがたいってことを担保する方策が具体的に求められる、そういう帰国後で認められてるって話じゃなくて聞く側の条件がもうすでに変わっているんで、私が質問してるってということなんですけど、
0:32:11	そういう観点で全く前と同じで問題ないんだっていうちょっと御説明がずっと続いてるんで、これ以上あっても議論にならないか、時間の無駄かもしれないんで、望月と後最高いただけないですか。
0:32:28	原燃の鈴木です。ちょっと我々としても宝そんなにあのともと局所排風機でいくということはやるといふうなことを主張してますので、こういった整理もできませんかっていうような事で申し上げたところですね、先ほど申した通りちょっと洗ってワードを使いましたけれども公衆被ばくという観点でのALARAという意味を申し上げていて、
0:32:46	公衆被ばくの観点では仕分け作業エリアのところから、もし仮に圧縮っていうものがこうエリアとして入ってきてそのフードから外に行ったら同じように換気系のフィルタとかを返していくといったところは変わらないので、再発防止という大きな目的ですね、公衆の被ばく防止っていう観点では、
0:33:05	同等というような言い方もあるんじゃないかというようなところでちょっと整理をしたということなんですけども、あんまりこういう条項としてもやることは変わらないのに、あまりちょっと疑義が生じるようなですね基準解釈っていうのがあまりこう好ましいことだと思ってませんので、
0:33:20	今ちょっと考えてますですね添付8の中に局所排風機のをですね過去とと思っているんですけども、設計方針のところについてはですね、何ページ。
0:33:34	すいません7番の資料の51ページをちょっとご覧いただきたいんですけども、
0:33:42	7番の資料の51ページの27条のところですね、このところで適用のための設計方針等ありまして、
0:33:50	黄色ハッチングのところまたとありますけども、仕訳節電切断作業エリア内の作業場は当該作業場を排気することで処理する過程において、放射性物質が散逸しがたい設計とするっていうこういった漠とした書き方にとどまってるんですけども、作業場内を排気するというようなワードがありますので、
0:34:10	局排について添付して書くときもここについては読めるんじゃないかなというふうに思っているところです。それであの局範囲についてじゃどこにどう書くのかっていうような話なんですけれども、この7番の資料の70ページ。
0:34:23	ご覧いただきたいんですけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:29	70 ページの(7)っていうのがございまして、何行かに分かれて書かれてるんですけども下 3 行ぐらい下から 2 行目のところに黄色ハッチングで 3 行ぐらいあるんですけども、ここにですね、今風土の話で圧縮エリアについて、
0:34:45	書いてあります。上のほう一行かけて仕訳切断作業エリア内の作業場の範囲のですね、再発防止について書かれているところがあるんですけども、この辺りにちょっとですね局範囲の話をですね、書くと、
0:35:02	ということで対応できるのかなというふうに今思ってるところで、そうすることで、なんてねそのしかもそこにさっきも放射性物質の散逸しがたい。設計とするという。そういったそれによってはかるといったような Doyle することで、
0:35:18	27 条の目的のためにやってるんだと、局排はといったところで明確にできるのかなというふうに思っているところです。
0:35:26	そういうふうに対応したいというふうに思います。
0:35:39	規制庁のカドヤで制度今の 7 番の資料のところていくとおっしゃる通り 27 条のところっていうのはもともと既許可固体廃棄物処理系はっていうので処理する過程においてっていう基準の裏返し書かれているので、
0:35:57	27 条のところはここから書きぶり変える必要性はないかなと思っていて、
0:36:04	回位第 2 の場合は今ご指摘の中にもあったその 73 ページから 7。
0:36:13	70 ページのところですね、もともとここにこたえ廃棄物作業建てのことが書かれていてその中で、その足開け切断作業エリアの話が書かれていたので主蒸気残作業エリア、
0:36:31	どうやって散逸しがたい設計とするのかっていうことが書かれていたのて、ここに書くっていうことは、馴染むかなと思ってはいます。
0:36:43	そんな時にさっきのその何が必要ですかの話になっちゃうんですけど。
0:36:51	結局いや、何か今まで議論してきたところって
0:36:57	圧縮減容装置のほうは風土をつけるっていうことにして、
0:37:03	それって結局、その、もし仮にその圧縮減容装置を全然別の部屋に単点置いて、そこがもともと引かれているその負圧に維持されている部屋だったとしたら、
0:37:18	何か風土をつけようって議論には多分ならなかったと思っていて、その足仕分け切断作業を入れて別な作業が行われている空間に今回新たな作業工程が加わるっていうところの議論の中で、
0:37:34	そうすると圧縮減容装置からの散逸防止っていうところは、部屋で引いている弁体を経る引いてるだけではやっぱり足りなくて、その装置自体を負圧に走時対応、その風洞つけていくっていうことなんだろうと、アマダから今回多分あの設計変更で申請書の設計変更で、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:52	風洞つけるっていう整理にされたんだらうと理解をされていてそれと同じ考え方を今度じゃ仕分け切断作業エリア今度回り込まれるかはですね、割り込まれる側のほうで考えたときには、さっきの圧縮減容装置と多分同じロジックで、
0:38:10	結局じゃあ仕分け設置仕分け作業切断作業、これは
0:38:15	ポツで一つでくられてもともと許可をもらっていたのである意味セットで許可をもらっていたのでそこをさらにわけよっていう話ではないとは思ってるんですけど、その作業のときに、それが散逸しがたいっていうときには、
0:38:32	圧縮減容装置のほうは風洞つけるっていうふうな整理をするのであれば、当然その仕分け作業の方だって何らかその個別対応っていうのがいるんじゃないんですかっていうところで多分局所排風機って話が出てきたと理解をしているので、
0:38:49	で、仮に今のちょっとさっきの御説明で局所排風機は必要条件ではないんですっていう整理をするんだとしてもそれが通るっていう話だとすると、じゃあ何で職員装置のフードつける必要性があったんでしたっかって話になるのかなってちょっと思っていて、
0:39:06	何かその整理が何か。
0:39:09	対等な関係にならなくなるんじゃないかなっていうそのんじゃあフードだってもしそれが通るんならフードだってなくなったって同じ空間をこう引いているのであればっていう。
0:39:18	ことになっちゃうのかな。
0:39:20	ていうふうになんか思っていて、なので、だからそこがややあれですかね、ずっと認識のずれがあったまま来ていただくっていうことなのかもしれないんですけど。
0:39:33	原電の鈴木です。認識のずれというよりもですねちょっと先日の議論におきましても、やっぱり相互の影響といったところが 27 条の 3 行の散逸防止なのか、それとも被ばくですね 30 条関係なのかといったようなそういった議論があって、
0:39:51	で、そちらの方とお話からすると、散逸防止じゃなくて、それって 30 条で見るとっていうような考え方も一つにあるのかなとさっきおっしゃっていた圧縮装置と仕分けの関係なんですけども、圧縮装置そのものは、やっぱり切断する方圧縮する過程でぽつと高圧のあっちこっち行くと。
0:40:11	1 かねないとしても大きなその外にはエリアが広がっていてそちらのほうに行くかもしれないので局入る引っ張るとあるんですけども、一方でその仕分け切断といったものについてはそのまま、確かにエリア跨りが目標されないというこ

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	とだとするとさっき言った通りでそれは許可は必要ということになるんですけども。
0:40:28	そうじゃなくて大きく分けて大きな区画の中に入っていて、圧縮のエリアに入ってたものっていうのは、圧縮装置のフードの方から外に行きますので、要するに敷地境界のその線量というような観点で見ると、同等というふうな言い方で、
0:40:44	再発防止はされているっていうような言い方解釈はできないのかなといったところで申し上げたところです。ただそういったところがやっぱりエリア跨りといったところがやっぱり散逸防止っていうのはなかなかそれはさすがにづらっていうか難しいところだよなっていう会社が難しいよなっていうようなこと。
0:41:00	ちょっと我々としては今認識したところですので、局排というものをちゃんと許可の中のエリアから出さないというような考え方で局排で再発防止をエリアごとにはかるといったようなことで、こちらの 70 ページに記載をさせていただこうかなというふうに思います。
0:41:17	金融庁中出です。おっしゃる通りその敷地外の人に対しての影響っていうところでは全体エリア引いていけばっていうところで理解をされていてやっぱり何かする仕分け作業切断作業側から、
0:41:33	圧縮装置のほうにいてもその風洞から結局吸い込まれますっていうことがそれでOKなんだったら、やっぱり集計をそっち側にフィルムをつける必要なくて、縮減装置が暮らしは決断に行ったらそっちで引かれるからいいんですけどいうことにはならないかなってちょっと思っていますね。
0:41:50	ちょっと選考のプラクティスを考えたときにも選考は添付 8 とかの記載で個別具体的に風土のことが書かれていますけど、局所排風機みたいな話は書かれていないんですけど。
0:42:07	まとめ資料のほうを見ていくと、散逸しがたいっていうところで一つの大きな部屋の中で複数の作業が行われるときには、それぞれでその局所排風機なり、或いは、天井にやや大きめの風土をつけて吸い上げたりっていうことはしていて、やっぱりその処理の工程ごとに
0:42:23	その引く曳馬散逸しがたいしがたいので完全に防ぐって意味じゃないんですけど、対立しがたいどう区はしているんだろうな。それでもって適合持っていてるんだろうなと理解をしているので、今回東海第 2 の手話決断作業異例のところはそっちの仕分け作業する
0:42:43	作業の方は個別の対応はいらないんですけどっていう整理をするとなんかそっち側散逸しがたい今までしがたいなので、っていうところの対応がここ別にをとられているかっていうところと言うと、何か先行並みになってるかということちょっとやや劣るんじゃないかなっていう気はして、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:02	今、
0:43:03	一方で運用ルールをなんていうか、運用のその局所排風機っていうのを設備設計として設備か吹雪だったっていうだけではなくて、結局その、まああの局所排風機っていうものをつけてできるだけ計算の散逸しがたいような形。
0:43:23	に持って行くっていう意味ではこの今の 70 ページのところには先方は書いてない差し替え先行は書いてなくて、じゃあ東海第 2 もどこまで書きますかっていうところで少しこれを見て思うのは等々読むっていうこともあるんですけど、この
0:43:42	負圧に振るっていう言い方ところをもともと書いて、
0:43:50	なので上回りと多分この店舗散って少し踏み込んでもともと書いていたのかなとは思っていて、その踏み込まれた過去に行われた説明に対して、今回その説明内容が変わるっていうことだとすれば今さっきおっしゃられたのは変わりませんということなのかもしれないんですけど変わるっていうことです。
0:44:10	ずっとそれはやっぱりここ今回説明は変わるんであればその伝播値っていう説明所なので、
0:44:16	そこは何か明示的にこの今の 70 ページのところに書く必要性っていうのは出てくるんじゃないかなというふうに思っています。
0:44:26	なのでちょっとその先行との比較での十分性とか、
0:44:30	を考えると、先ほどの御説明できるのかなというところはあるんですけど、やること自体は変わらないんだけど後は整理の問題ですので、
0:44:43	いうことを何ですかねっていう
0:44:48	原電の鈴木です。圧縮装置のエリアとその手話今朝のエリアですね、ちょっと考え方は理解いたしましたので、ちょっと先日そのさっきも申し上げた 3 柱状の議論があったので、ちょっと
0:45:03	えっとですね、そもそも圧縮装置となんてすかね年明け切断のエリアですね。風土を置くこととか、要するに層への影響がないようにといったところですねそれは 30 条の議論だよねと言ったような、それで 27 条散逸防止の議論というよりも、
0:45:19	30 条の議論というようなお話がありましたので、
0:45:23	はい、経常壁政党多分ですね 30 条の議論って言ってるのは、例えば縮減を装置による年間の例えば被ばく線量っていうのを見積もろうとしたときに、それはすぐ近くと同じ空間の中のすぐ近くで別な
0:45:42	作業が行われていてと当然にして可能性としては縮減装置を作業している人っていうのは別途その隣で行われてる作業からの被ばくっていうのも受け得る場合があるんですけど、でもそれはそれぞれで散逸しがたい設計もしているし、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:00	それぞれの作業として見積もって最終的には全然先日御説明いただいた通り、個人被ばく線量というのは個人個人で管理しているので、それぞれそれぞれの工程ごとに隣の工程から受ける影響っていうのは考える必要性はないっていう整理はそれは30条側のほうの整理で多分する話でっていうので、
0:46:19	多分27条側のサイトしがたいっていうところは、結局それぞれで撮るっていう考え方に基づいて多分風土をつけるっていうところにもなっていたというふうにちょっと理解をしていましたので、
0:46:33	そうですね。だから、運用なんですけど、結局運用と、そのエリアの設計の組み合わせでもって裾それぞれ散逸しがたいが達成されているっていう理解に
0:46:49	なるのかなというふうな感じを持っています。
0:46:59	規制庁ながらですけど、ちょっと同斜ちょっと言い方が違うのかもしれないんですけど、基本的に採用しないっていうとらえ方はね。
0:47:12	その基本的に
0:47:14	なんていうのは、
0:47:16	すごい大きな固定式の設備をきちんと設置してっていう、そこまでは求めてないと思うんですよ。それは何故かっていうと、
0:47:27	答え固体状と粒子状の物質自体の散逸の量が少ないし、
0:47:35	それほど外に出たとしてもリスクが少ないという前提があるから散水値っていうことで、基本的には書きぶりを抑えてるんじゃないかと思うんですよ。
0:47:45	ただそうは言っても処理の低信号と2週ごとに算出しがたいことっていうのははっきり求めてるんで、そこはきちんとしないといけないんであって、
0:47:58	今おっしゃってる話は、
0:48:02	なんて言うんですかね仕分けなかったという切断エリアっていうそれはそれを一緒にしたような形のエリアとその作業を処理作業と一緒にしたような、ずっと説明されてるんで、そうではなくて、
0:48:18	仕分け作業、それから切断作業、それぞれに対して、基本的には
0:48:26	必ず
0:48:29	そういう局排多く、
0:48:32	内訳についても切断採用についても必ず直売多くと。
0:48:38	それで基本的には3しがたい処理ごとの換算しがたいというのは基本的には一義的にそれですまは確保するっていうことを前提にした上で、
0:48:51	従属的にプラスアルファとして、その作業場を負圧に引くっていうのが、そのあとに来ると。
0:49:00	我々進み理解してるんですよ。だから、そのところをちょっと御理解した上で今の関さんがおっしゃる、その

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:10	全面的に負圧にするんだっていう話。
0:49:13	それでOKだっていう話ではなくてもう少し
0:49:17	なんて言うんですが、
0:49:20	その排風機自体、
0:49:23	管理ではなくて基本的な設計に近い形の設備に近い形のね、やっぱり半分はうんやり合っ近いところであるんですけども、最終値っていうことの形の形として絶対要るんだっていう
0:49:39	工程ごとにそこをね、あの求めているんであって 27 条は、そののちよっとご理解をちよっといただければと思ってるんですけど。
0:49:48	原燃の鈴木で承知しました処理する過程においてといったところが、ちゃんと作業が違えば、それぞれちゃんと対策をとるんだと作業ごとに対策をとるんだっていうのを明確にするように、今ナガエさんがおっしゃられてるのは、そうなるであれなんですよね仕分け切断作業入れるとに、
0:50:05	局範囲っていうのはやっぱり書くのが筋なのかなと今思ってるところです。
0:50:09	圧縮装置側のほうに風土って書いてもう片一方のほうに書かないっていうのはちよっと申請書としても、ちよっとどうなのかなって思ってるところがあって、等で読めるんじゃないかとかですわねそういうことを言っても何も変わらないようには読めてしまったところがありますので、
0:50:24	しっかりと必ず運用するんだといったところですねは必ず使うんだといったところを明確にするためにも添付 8 には書くべきなのかなと思いますので今のこの 70 ページ 7 番の資料の 70 ページのところに書きたいと思います。それあの、まあ書き方としてはさっき言ったのをしっかりとした無茶苦茶意識した設備というよりも、
0:50:42	本当に半分用のようなものであってですね、それに近いものっていうのがどうも火災とかでやっぱりすでにあって、火災なんかですとその可搬型の肺炎装置を準備しておくとかですわね。そういったような表現で添付 8 書いてるところございます。ですからそういったところをちよっと見ながらですね設計方針を
0:51:01	この記載方法考えたいと思うんですけども、そういったですねあの可搬型の局所排風機をですね必ずちゃんと使って放射性物質の散逸しがたい設計を実現するんだとするんだと 3 日当たりにするんだといったところですね明確に
0:51:18	こちらの(7)ですが、70 ページの(7)で明確にするにしたいというふうに思います。以上です。
0:51:24	はい。規制庁カドヤです。はい。さっき永井のほうから設備的な位置付けでっていう話もあったんですけど、それどちらかっていうとその程度細粒に 17 条の

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	散逸しがたいに対してその必要なものとしてちゃんとノミネートされているって ということが明確にわかるようになっていて、
0:51:43	これを例えば設備として登録してもらって工認例がっちり見てってことまで を想定しているわけではなくて、そこは運用も組み合わせた上でって話で これ先行のプラクティスを見て思う補足説明資料レベルでして書いてないよう な内容ではあるので、それは我々も認識はして、
0:52:00	一方でこのちょっと繰り返しになりますけどももとの店舗値で書いていたこの 安全設計に関する説明っていう内容が今回の設置変更で説明の自体が変わ るんで、その関わるってところが説明としてこう出てこない。
0:52:16	なかなかその変わったこと自体がもうわかんなくなっちゃうんでって意味合 いで載っかっていただくところはおっしゃっていただいているという事 70 ページ のところの、もともとその書いていたところを少し、その言葉書き加えていた いてってところでいいかなというふうには理解をしています。
0:52:37	よろしいですか。
0:52:40	はい、鈴木です承知しました。
0:52:46	今コメントのところは、
0:52:51	59 番ですかねだから 59 番は以上でよろしいですね。
0:52:59	はい、じゃあ、説明の続きをお願いします。
0:53:03	容疑商工センター長ですとには 1028 条をコメント二ついただいておりますの で続けて御説明します。リストのナンバー 61 番になります。
0:53:19	廃棄物搬出作業エリアという条件付きの放射性廃棄物貯蔵施設の許可をいた だいている諸説がありますが、これらは廃棄事業者への搬出検査までの 限定的な保管であるということをお書きで書かれていたんですけども、なお 書きではなくて、
0:53:39	作業用の修飾語としてしっかり書くようにという御指摘いただきましたので、そ ちらを反映したのが、通し番号 359 番、9 ページになります。
0:53:50	2.1-1 パラグラフ目排気筒解体反するエリアというのが一番 1 パラグラフ目の 最後にありますが、廃棄事業社の排気製販検査及び搬送台車に限りというこ とを、黄色いハッチングの通り追加しております。
0:54:07	同じく排気筒搬出作業エリアが登場するのは通し番号 365 ページになります ので、同様の就職をつけた説明等しております。
0:54:19	28 条、もう一つ 87 番になります。
0:54:26	こちらの席がえ等、固体廃棄物貯蔵庫等をお答えくださいというたでの廃棄物 3 廃棄物搬出作業エリアをスクリーンを継ぎ手製作された廃棄物が貯蔵され ることを前提に、以前は適合性を説明する資料としていましたが、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:42	廃棄物発生量例にはモルタル充填後のほうは充填固化体が排出未状態ですか入らないので、圧縮減容装置のあす躯体が入っても同行というような説明を本当に要るのかというような御出席いただきまして確かによく考えたところ、
0:54:58	KURION装置で作ったものを直接ようなこと廃棄物貯蔵庫であって、そちらで散逸しがた構成が拾わないと、浅いすいませんm絵姿クオスが広がらないということを引きちんと説明するのがスコープであるというふうを考え直しました。
0:55:16	通し番号 359 ページの 2.1-2 パラグラフ目のほうで黄色いところでそれを説明しています。スクリーニング装置により作成された廃棄体はドラム缶等に詰めて固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管すると、一方で就職をつけた方廃棄体ハーフ作業エリアに貯蔵する。
0:55:36	最後はモルタルを充填した充填固化体として保管するためのスクリーン普通により作成した人は作業量に保管しないという事パラグラフリースをしていますのでこちらを 365 ページ、第 1 項第 1 大飯 5 について説明している章の中でも、
0:55:53	どうも説明を 1 パラグラフに追加しました。
0:55:56	28 条の御説明は以上です。
0:56:05	YKTのオカダですありがとうございます。まず 61 番のところですね、これは廃棄体搬出作業エリアってということで、これはいわゆるそのまあ、
0:56:20	貯蔵施設にはなってるんだとは思んですけど、そこはあくまでその廃棄事業者への搬出前の検査、それから搬出までの勧告ところっていうのは明記をさせていただいたというふうに理解しています。61 番は、よろしいですか。はい。
0:56:36	じゃあ続いて 87 番ですね。
0:56:42	87 番のほうは、
0:56:48	これ圧縮減容装置、これタカノ系系統図があると思うんですけど、
0:57:00	322 ページ陰タケダ 322 ページになります。慶弔からですありがとうございます 322 ページのところとその系統概要図があってこれは圧縮減容装置から出ていくところっていうのは実線のラインを見ると、これ実線があるから、
0:57:18	答え廃棄物の処理プロセスでこれモルタル充填に行きますと、一方でモルタル充填の室蘭の固形化処理に行かずに
0:57:28	しないやつが 1 回ちょっとどこに戻るっていうことがあって、そういう意味で点線で貯蔵庫のほうに行くっていうのが書かれているんですけど。
0:57:38	少しこれちょっとまた後で別なところでなのかなと思ったんですけどちょっと今ここがちょうどいいかなと思ったんでちょっと申し上げると、本文 5 号のところですね。
0:57:58	となる 7 番の資料の 1 ページ目のところですね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:02	1 ページ目のEと下から 3 行目のところで不燃性出すことは廃棄物割つてので手話軽視圧縮減容装置では出荷のものは、職員跡地だ諸元お屋ドラム缶等に詰めて貯蔵保管するか、または国
0:58:18	経営課題モルタルを充填してドラム缶なりにこれがC貯蔵保管するっていうことになってるんですけど。
0:58:25	ちょっと書き方の確認なんですけど今これって二つのやり方がありますって書かれていますって思っていて、そのままモルタル充填性で貯蔵庫に行くっていうのとモルタル充填に行きますっていうのがあって、
0:58:42	一応これその正規のプロセスというか、答え廃棄物の処理プロセスっていう意味合いでは、モルタル充填に行くのが正しいルートっていう理解でいいですか。
0:58:54	懸念だけ済ませ正規の処理というか処理するのモルタル充填ですとかで処理しない場合もあって、それと既往ドラムヤードに戻りますよという、その時は形状からできる時っていうのはなかなかね、
0:59:08	モルタル本当はモルタル充填に持っていけばも多重的に持っていくんだけど、例えばモルタル充填がちょっと今混んでるとか、使えないっていう時の
0:59:18	異議一時的に貯蔵抗力っていうものなのかそれともモルタル充填をしないで貯蔵庫に保管するっていう手段があるのかっていうそのなんですかね。
0:59:29	選択肢なのか、それとも本当はこっちなんだけど、それができないから、1 回ちょっとどこに置くっていう形なのかっていうと、
0:59:39	意味合いはどっちになりますか。
0:59:45	原電オオウラです。基本的な意味合いとしては前者のほうでして基本的には圧縮したものはモルタル層打てるのであればモルタル打ちますけれども、今おっしゃったように
0:59:55	モルタル充填側のほうで何らかの理由で渋滞してるっていうか、所該当した場合、一旦ドラムヤードに戻してもた充填が動き出してまた持ってきて充填するというようなことを
1:00:07	考えています。
1:00:09	青いあるから、ちょっと何か並列に今、全く同じように並列に書かれてるんですけど、これは既許可のメールの時からもうそういう水が溜まっちゃってるということで、
1:00:22	面白い書いてあるから 2 ページのところに書いてあるのかそういう。
1:00:26	意味合いなんですかね。
1:00:30	だから一応系統概要図上ではこの実線と点では破線っていう形で書き分けられているんですけどそれが本文 5 条は、実践破線の区別は特になくなって、どっ

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ちにも行き得るからそのルート文章として書いていますっていうそういう整理ですか。
1:00:49	原電の浦邊さんのおっしゃる通りでございます。なるほど。
1:00:53	はい、説明を終わりました。
1:01:02	規制庁のナガエさんの実態をねよくわかるんですけど、この
1:01:08	別の固体廃棄物処理系処理系統概要図ってなあって、やっぱりその
1:01:15	処理処理するプロセスをずっとこういった見ていくと、その流れでいくと、基本的にやっぱり
1:01:26	その固化処理っていうのがその上がりのところでそこから貯蔵庫に行くっていうラインがメインストリームであって、
1:01:33	そこに行くまでのそのしかかりっていうのは、たまたま答え。
1:01:39	廃棄物貯蔵庫に入れたものを貯蔵保管とおっしゃってるんですけどそれは単純にその処理の過程の然り品の仮置ですっていう位置付けだと思うんですよ。ですからむしろその、やっぱり
1:01:54	固化処理してモルタル充填したものが
1:01:59	プロセス的にできてそれが固体廃棄物にちょっと保管されるっていうのが主たる処理の流れで重要なものであると思うんですよ。それが仮置仕掛けかり品の仮置き等並立ってるっていうことでね。
1:02:19	モルタル処理せずに貯蔵庫に入ってそれがまた出荷されてしまうようなちょっと誤った認識も持たれるのもどうかなっていうふうにはちょっと私は個人的に思ったんですけど。
1:02:36	原電道路です。
1:02:38	今日、
1:02:39	許認可上といいますか
1:02:42	先ほど方針上はですね、どちらも仕掛けかり品の仮置っていう話もありましたけども自体はその信頼ですけど。
1:02:50	扱いとしては不燃性出すことが廃棄物としても使えますので、その不燃性雑固体廃棄物を扱うフローはこのフローですということですので、後は逆に言うところには書いてないとそれがちょっとできなくなってしまうので、記載をさせてもらってるんですけどもご認識としては間違っただけ合ってるとは思ってるんですけども。
1:03:09	繰り返しになりますけど許認可上は不燃性だということをはっきりしたとしておりますので、並立的な記載になっているということでしょう。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:39	計量化ですあれば、多分認識というか、位置付けは理解をできました。テープ本文 5 号の記載上、今はこう書かざるを得ないかなってところで、現状、或いはやれなくなると困るんで、そういうルートがありますって事を
1:03:57	同じように並べて書きましたってところで、もしかしたらそこにはもう少し差をつけて書くっていうふうなやり方もあるのかもしれないんですけど、ちょっと今今の時点でそれを多分明確につけてくださいってところまではちょっと我々が今申し上げるほどの何か根拠があるわけでもないの、
1:04:16	少しそこは我々もちょっとこれで読めるのかっていう読めてはいるんですけど、多分つける必要性ってところは少しまたちょっと確認をさせていただきたいなというふうに思います。
1:04:29	はい。
1:04:46	できているのかですからこれ結局あの時もベイエリアのほうの流れ多分 2 ページ目のところでは同じような書きぶりでこうずっと聞いていて、今回そこに一つの手段としては周期が変わるんで、その流れでいけば、既許可と同じ書きぶりになっておりますっていうことですよ。
1:05:06	例年通りさんはその通りでございます。
1:05:09	はいわかりました。ちょっと地図継続しつつ確認をさせていただきたいと思います。当 87 番は、
1:05:22	以上でよろしいんですか。
1:05:25	よろしいですかね。はい、じゃ次行きましょう。
1:05:28	はい、日本原子力発電の武田です。続いて 29 条をコメント二つ、それはそれで続けてさせていただきますまずコメント 13 番。
1:05:39	あります。
1:05:45	0.5mSv等の表面線量率で管理するということで、隻に変更はないということを上申しております。その中で管理するというような書き方をちょっと書いていたんですけども、まず設計方針として明確に記載するようにと。
1:06:03	いうご指摘いただきまして、そちらを通し版を 379 ページのほうで反映していません。黄色く塗っているところですけど、予定ごみ支部とする設計とするということとはっきりと記載しました。
1:06:20	旺盛まして、62 番になりますけども、
1:06:28	資料を補足説明資料を同時に見ていただきたいのですが、373 番。
1:06:37	の方で
1:06:40	既許可をドラムヤードの補助遮へいの設置を行った際の評価条件について、表でまとめていました。真ん中の列に対して表面線量率っていう書き方をしている、必ずしも表面線量率が工認上、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:57	以上になっていなかったものについても陸までというか当時の記録をもとに勘案した結果等の整備たんですけども、あまり表面線量率を書くことにこだわる意味があまりないのではないかなというふうな議論がありまして、敷地境界における評価条件ということで当時どういう状況下かということ
1:07:13	愚直に表でまとめたという体裁に書き直しました。
1:07:20	出て事項は以上です。
1:07:32	規制庁のドイ率けれどもまず
1:07:37	そして 29-3 表をですね 373 ページのところは、これ基本的に既許可の
1:07:47	参考資料等数値を超えるということで理解いたしました。はい、少ない以上です。
1:07:59	はい規制庁の岡田です。じゃああれですかねま 13 番のところも、
1:08:08	表面線量率の 0.5mSv/h っていうところは結局はでも本文添付書とかで縛っているものではなくて管理の方法としてはそれで管理をすることで、50 マイクログレイとかそういったところが担保されてますよっていうことなので今回もその申請書
1:08:25	Aのところでは記載はしなくてそこは 0.5 でやりますということは、補足説明資料が明示をしているというふうに理解をしています。
1:08:35	はい、じゃあ、今の 13 番、それから、
1:08:39	2610
1:08:43	62 番。
1:08:44	よろしいですか。
1:08:51	規制庁ナガエですと受 13 番のところなんですけど 379 ページの
1:08:59	真ん中辺りの記載のところなんですけど、仕訳切断作業エリアで取り扱うっていうこう言い方されてるんですけどその確かに取り扱うドラム缶もそうかもしれないんですけどもう一つ、今度、
1:09:14	圧縮減容装置によって製作されたものを
1:09:19	もうあれですけど、取り扱うっていう形で
1:09:23	読めるっていうふうなそういうそういう解釈なんでしょうか。
1:09:30	そうですね。
1:09:41	原電の野呂です。
1:09:44	我々のかけるつもりとしてこの取り扱うを用いることによって、
1:09:50	出荷する前に持ってきたドラム缶圧縮した圧縮ですべてを含め多くつもりで書いてたんですけども、ちょっと明確なものでないということでありましたらここについては詳細に記載するにしたいと思います。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:10	29-9、29条の9ページの第2パラグラフ既許可においてってずっと言ってそのあと圧縮減容処理を設置するエリアにおいて取り扱うとこのことをおっしゃっていると理解しましてここは記載を充実化します。町長ならです
1:10:26	はい、論点は今の下のほうのところ、既許可と同じの記載ぶりになるっていうふうに言われるんで。
1:10:33	取り扱うは開けたり持ってきたり運んだりっていうのわかるんですけど、政策の多分についてコメントはその制作したものが参考3個一緒に合致したものの制作した結果
1:10:50	0.5mSv/h以下ですよっていうのはちょっと明示的に書く変えていただければというそういう趣旨です。
1:10:59	年度計です収支承認いたしました仕様書いたします。
1:11:07	はい。
1:11:08	規制庁の川ですが、私も今理解しましたすいませんありがとうございます。
1:11:12	はい、じゃあ、今のところはそうですね縮減措置後のところを取り扱う取り扱うというかですね、製作するも製作されるものが0.5mSv/hということが少し明確になるように工夫をいただければと思います。いや。
1:11:28	13番と63番じゃ次ですかね。はい、次の説明をお願いします。すいません、あと29条ちょっとコメントが少し修正したところがありまして、直接線、直接ガンマ線会社に千趣会からスカイシャインガンマ線という言葉はちょっと
1:11:45	正確でなくて、正確には記帳かの時点で許可いただいたときの説明以前では法令上の名称がスカイシャインガンマ線でした。今の最初の上部ではスカイシャイン線また直接ガンマ線が抜けてますので、ちょっとその辺を適正化して、
1:12:01	見直し黄色が入っています。そういう数字の修正が入っております。失礼しました。
1:12:09	続きまして、
1:12:15	29条の2ページは既許可ので直接ガンマ線、スカイシャインガンマ線で統一してそれが29条の8ページまで続いています。
1:12:24	一方で29条の9ページからは直接線スカイシャイン線で最新の条文の名称に合わせています。
1:12:37	KKの顔つき小貝川から岩盤が入っている整理になっていてそこはだから基準に合わせて、今のほうの資源そっちの方には直接線スカイシャイン線っていう形にしているってことですね。はい、その理解をしました。
1:12:53	はい。
1:12:55	続きまして30条、は一つだけコメントありますので御説明しますとNo.46番に

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:07	そういったたいておりましたの二つ等 45 万の中で二つ書いております。一つは 20 名従事者の被ばく線量評価というのをやっている、上等に住民にしてちょっとコメントリストが/hlになってますけど／年ですね。
1:13:22	1 年間当たり 20mSvっていう数字ですという評価を行っているんですが評価法設計評価条件を来許可と同じようにと立て替えたの四角囲みというお席いただいておりますのでもう一つは、仕訳切断作業等スクリーンを創通で
1:13:40	取り扱おう廃棄物が同州であるっていうふうに下がったんですけども、具体的にどうどうしてなのかっていうのをしっかり書くようにと御指摘いただいておりますのでこちらを反映してしまいましたのが、
1:13:51	通し番号 404 ページが 403 ページからになります。
1:14:00	403 ページの真ん中ぐらいの黄色く政務ていおりますところがドラム缶等発生時の測定値で平均 0.01mSv/hと年間性最大作業時間 2000 時間から 20 ミリシーベルト見込みと個別評価で仕分け作業に関して行った評価と同様です。
1:14:19	今年か明文化しました統合一つをどうしたことの説明ですけども、今の黄色から 3 行ぐらいそういったな直しは既設の作業終わったというところから文書が始まりますが、直しは稚拙な作業は、
1:14:35	スクリーンを創通によるスクリーと同しく、不燃性雑固体廃棄物を示唆対象として取り扱いドラム缶等から廃棄物を取り出し仕分け切断した廃棄物をドラム缶等に運用すると、一方はスクリーンを装置による圧縮減容はスクリーンを装置にドラム缶を投入し、
1:14:51	マスク号の排気対応ドラム缶等に封入するという仕分け切断される取り扱おう廃棄物は可燃性出すことは廃棄物学年水道軸といったことがあるということですので。その次、一部金属管金M器物単年度で金属等であり、焼却灰や濃縮排気のような高線量の廃棄物が含まれておらず、
1:15:09	ここの廃棄物の表面線量率には大きな差はないと、このため生じ切断される取り扱う廃棄物のうちスクリーン用装置で処理が可能なものを可能な廃棄物のみを取り扱うかスクリーンオート仕分け作業で放射線環境も同様となり、放射線業務者が承知さが受ける被ばくが同等である。
1:15:26	こういう御説明にいたしました 30 条は以上です。
1:15:34	規制庁のドイですけども今のところの御説明ですね前回のあのときよりは
1:15:43	幾らかですね詳細に書いていただいたかと思うんですけども、
1:15:50	多分廃棄物の中身とかここ被ばくの評価のデータ部線量とかですねそういったようなところを考えたときに先ほどの 29 条のところだけこそその表面線量率ですね具体的に

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:03	仕訳切断作業エリアのいわゆる既許可のときの条件と線量率同じというような ですね、ところがあるのに比べると何かやや漠然としてるのかなというところと 後ですね
1:16:19	東邦社 30 条の 5404 ページのところに行って放射線環境が同様となりってい うところで、本当に同様なのかなあというところがちょっと気になっていて作業 として倒し宛接岸の作業とかってというのはドラムた決定直接ですね。
1:16:39	多分近接した距離があるかと思うんですけれども圧縮授業の操作で操作盤の ところで扱ったりとか、あとドラム買っておそらく国連とか設置していてクレーン 等ですね、作業するとなると。
1:16:55	日従事者とセンゲンの距離とかですねそういったようなところは、放射線環境 と異なるのかなというところでその同等の説明っていう結構を守ってですね 多分詳細に同等と。
1:17:11	試供いただく必要があるのかなあというところともしくははですね
1:17:17	そもそも作業が違うんだけれども
1:17:22	保守性見込んでどうやる議案逆に
1:17:27	仕訳切断の方がですね操作盤とかでやるのであればその線源からの離隔離 隔距離とか取れてるというところで保守性を説明するっていう説明の仕方もあ るのかなというところとその辺多分どちらが実態に近いのかとかですねあの評 価としてですね。
1:17:46	設定適切な説明ができるのかというところは少しですね、検討していただけれ ばと思いますがいかがでしょうか。
1:17:58	以上です。
1:18:00	承知しました。
1:18:01	資料を修正いたします。
1:18:04	規制庁の加藤です。ちょっと補足をするとですね多分今の所同等っていうと同 等なので、その場合によっちゃ上振れすることもあるし、ちょっと下ぶれするこ ともある日っていう話だと思っていて、だけど今のこの作業っていうのは今ドイ から説明があった通り圧縮減容装置って、
1:18:23	思いっきりそのドラム缶のところに手突っ込んでとかって言うよりはドラム缶を 遠隔で操作しながらこう入れるんで、少なくともこのし仕分け切断作業自体の 被ばくよりも被ばくすることはないんですよっていうことが少なくとも言えば、
1:18:40	結局、今のこの日どうなんですか。もともとのこの 20mm0.01mSv/hっていう のは、ここへないんですよとこれでやってくれば、時保守性があるんですよって いうことが見えることが、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:55	最低限必要かなとまずそうでなければ同等というテーマなんかさっきあった通り、おんなじだっことを示すのって結構難しいと思うんで、むしろそれよりは確実に下回ってますよっていうのが読めばいいかなというふうに思います。
1:19:11	原燃東京でふう承知しました。
1:19:14	はい 30 条を関係は、
1:19:18	今日の日ですね。
1:20:00	はい、じゃあ、
1:20:02	次は 6 条できるところをやっていきますか。
1:20:07	原電の赤妻ですと 6 条とですね 9 条についても共通的なコメントをいただいておりますんであわせて御説明をさせていただきますコメント番号でいきますと 56 番。
1:20:18	になります。
1:20:20	また廃棄物先ほど建屋の評価を前提として損傷を想定した代替手段等の記載内容を検討することということで、各事象に対してですね。
1:20:31	お答えでき足踏みを装置と固体廃棄物作業建屋のちよつと関連性がいまいちわかりづらかったので、この記載を改めております。
1:20:39	補足。
1:20:41	一方ですね通しのページ番号は 98 ページになります。
1:20:54	8 ページのですね第 2 段落目の具体的にはから保守、
1:21:01	安全機能を損なわない設計の具体的なことを書いてあるんですけども、黄色くハッチングしているところを追加しております自然現象に圧縮減容装置が設置される固体廃棄物作業建屋の壁等の損傷が想定されることからということで記載を加えておまして、
1:21:18	こういう場合には先ほど建屋の損傷箇所の壁等に対して障壁を設けると。
1:21:23	いう説明にしております。
1:21:27	6 条に関しては以上でして、来
1:21:36	09 条ですけども、ページでいきますと 217 ページになります。
1:21:54	ここでもですね黄色いハッチングしてるところを追記しております。具体的にはから始まりまして圧縮減容装置が設置される固体廃棄物作業建屋内での溢水によりえと圧縮減容装置の損傷が想定されますが損傷した場合には補修を行うと。
1:22:11	補修の例としましては損傷部位の交換修繕を実施するものと考えております。
1:22:17	デート答えてなおですね固体廃棄物作業建屋外での溢水陣については固体廃棄物作業建屋の壁等が損傷することではなくて足首の措置の損傷には至らな

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	いというふうに考えております。なお以降もですね溢水発生時には自動または必要に応じて指導により停止すると。
1:22:37	いうことを書いておるんですがこれが6条にも記載があるものなんですけれども救助も同様の措置をとりますんで同じ記載をここでも加えているというところでございます。
1:22:48	コメントNo.56 番については以上になります。
1:22:53	はい、規制庁の金戸です。はい、ありがとうございます。
1:22:57	だから6条の関係で来て今通しの98ページのところに追加いただきましたけど結局ですよ。当初101ページの表のところで整理をしている内容をもむとしてここにも記載をしていてっていう理解でよろしいですかね原燃の浅沼です。ご認識の通りでございます。
1:23:17	はい。起こりまして、それから90のところ、
1:23:26	うん。
1:23:29	。
1:23:31	9条では217ページ。
1:23:34	はい。
1:23:43	9条のところで217ページの
1:23:48	来た廃棄物作業建屋部位での溢水時にお答え廃棄物作業建屋の壁等が損傷することなくは縮減を装置の損傷には至らないっていうことで、縮減要素ちいということは年休処理系自体は
1:24:05	溢水防護の対象設備ではないので、それ自身もなくていいんですけど、その修復等のっていうところにして考えたときに、あれですかこれはだから五条と同じ考え方で防潮低の内側にあるんでここそもそも壊れません。
1:24:24	ていうのと同じような整理で、溢水外で溢水が起きても、そもそも中にあるんで、損傷には至らないっていうそのロジックっていうことですかね。
1:24:37	原電の東です。固体廃棄物車両建屋の外テーマ溢水が発生してもですね。そうそれがその溢水が答えが危惧さ作業建屋の中に入ってくることはないの、です。足首の装置が壊れることはない。
1:24:55	ということになります。規制庁から答え廃棄物作業建屋内で発生する溢水はないっていうことで、
1:25:05	原電の笹沼です。あと発生する可能性はあるものと考えておまして例えばクレーン等がありますけれども、これの油が落ちてきた場合に、縮減措置にそれが当たると。そういった場合に提出損傷する可能性がある。
1:25:22	わかりに関しては補修を行いますと、そういう方針でございますが、以上から理解しましたからで、具体的な前段のところでは何かを書いて後半のなお書

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	きのところで外からの溢水影響を書いているってということで、ちょっと何か外側からの溢水っていうのが何かあんまり具体的イメージがあって、
1:25:40	使わないっていうつかないんですけど、
1:25:42	RIS過去これ結局あの時にもソフトからの溢水は建屋の中にあるんで大丈夫ですっていう整理になっているところは原電の笹沼です。被水防護対象設備ではないので、許可のときに詳しく言及しているものはないんですけども、
1:25:58	ただ作業建屋の外で溢水を想定した場合はですね、こういう考え方になるんだろうというふうに考えております。慶長の形だからあれですか。系時許可ではそこまで言及はしていないけれども、
1:26:13	外側を考えるならこういう対応になろうかっていうところなんですね、原電の笹沼で再その通りでございます。そういう意味でなお書きだけで書いているっていう、そういうことですか。
1:26:28	この上げのはざまで魚をにつきましては
1:26:32	人なお以前はですね内より前は、建家の中の話を書いているんですけども。なお以降については建屋のちょっと
1:26:41	での溢水のことを書いているまそういうわけですね、このなおに関しては、来超過です。だからね結局あの時にはそこまでの説明はしていなくて今回もどこまで説明しようがする必要があるかっていうと、この答え廃棄物作業建屋内での溢水に対しての
1:26:59	話を書けば、そこはミニマムで対応したことになるかなと思うんですけど、それに加えて今回一応まあ外の溢水っていうちょっと具体的に何が想定されるかがちょっとあるけど、回転でナナオが切れっていう整理です。
1:27:20	原電の東です。承知いたしましたなお以降につきましては、確かに。
1:27:30	なお以降のよい要否っていう位置付けとしてあくまでなお書きで書いているっていうそういう位置付けですねという確認ですと、現在のSaaSまで際、その通りでございます。わかりました。
1:27:46	はい9条関係6条、9条、
1:27:49	計上額から確認ありますでしょうか。
1:28:08	これまで途中からなんであの話がもし終わってたらいいんですけど、ちょっとねこの217ページの書き方か私はよくちょっと意味がよくわかんなかったんで、具体的には所割って溢水には基本的には想定破損、火災によるに溢水
1:28:26	地震による溢水dその他の溢水って4種類あると思うんだけど、これは何の何を対象に具体的には書かれてるのがよくわからない。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:39	原電の笹沼です。固体廃棄物作業建屋については1 防護対象設備のそのものがI 対象設備のないですし、足首の装置についても一章から守るべきものではないという整理にはなるんですけども、
1:28:55	この前段です。ね、溢水による損傷した場合であっても代替手段があること等により安全機能が損なわれない設計とすると来許可においても、その防護対象設備はこのような設計をとるといことになっておりますので、じゃあこの圧縮減容装置に退社具体的にどういう
1:29:11	この考えているのかというところを明記しているところでございます。
1:29:18	その場合の前提のところ書かないと、これも最後だけ書きちゃうと意味がよくわからない、その前段で言われてるそもそも溢水で、今言われているようなちょっと私が言ったような溢水程度の影響というのは基本的ない。
1:29:34	ないのか、想定されないのか。
1:29:38	というような
1:29:40	一番再度代替所があることには適用溢水によりっていう溢水により損傷した場合でもあってって言われると。
1:29:49	この溢水は何を指してるのかっていうと、要は、
1:29:53	先に設定している、例えば想定破損とか、
1:29:58	消化による溢水、あとは実施4に溢水が発生した場合であってもお答え並行で処理設備をもともと溢水防護設備でもないし、
1:30:11	そもそも損傷しませんっていう説明を
1:30:15	損傷しませんだとか、影響ありませんっていう説明を
1:30:19	つけるのか、それとも今さっき言われたクレーンに油があるので、クレーンの油っていうのは、要はそれでいうと、本当。
1:30:29	地震による溢水なのかな、想定発注提出してしょうがないのかながそれを想定した場合であっても、要は大丈夫なんですよっていう書き方をしないと何かこれだと具体的に何を言いたいところがちょっとよくわからないなど。
1:30:46	思ったんですけどいかがですか。
1:30:50	原電の浅沼です。お会いし防護対象に対してですね溢水想定手間想定破損ですとか、そっから水破損っていうのももちろん想定をするんですけども、今回の申請対象は、防護対象設備ではないので、
1:31:06	そこに許可でのその想定破損ですとかそういう具体的なことまでは書いておりませんで、ただその溢水
1:31:17	により損傷した場合であっても損なわれない設計とすることとはあの防護対象設備以外と繰り返しになっちゃうんですけども、防護対象設備以外でも、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	そのような設計をとるということになっておりますので、この廃棄物作業建屋で想定される溢水と、
1:31:32	いので先ほどクレーンの話をしましたけれども、こういうものに対しても、補修の対応とるとかそういうことでもって安全機能が損なわれない設計とすると、そういう設計を考えております。
1:32:35	神尾ですけれども、
1:32:37	そこの要は私も理解してんだけど、言われてる私気にしているのは溢水により損傷した場合であってもですよね。
1:32:45	この溢水っていうのは皆さんの溢水を指してるかっていうと溢水評価上の溢水をさせると思っていて、
1:32:53	だからそれで言っていると例えば原子炉建屋の想定する破損なのかなとか溢水が発生、向こうで発想した場合であっても、要は、
1:33:02	固体廃棄物処理作業建屋と原子炉建屋強かかるとかな。
1:33:08	そこの当協会の止水扉か何かによって、要はそちらへの溢水影響を受けないとかね、
1:33:19	そういうのが書かなきゃいけないんじゃないかなと思ったんだけど、そうじゃないっていう認識なのかな。
1:33:24	。
1:33:25	原電の笹沼です。今おっしゃられたことに関しましては溢水防護対象設備に対しては確かに具体的に御説明させてもらう必要があると思うんですけれども、今回僕たち設備ではない。
1:33:38	ですので、このような整理をしております。
1:33:45	私が言ってるのは、
1:33:48	この圧縮減容装置は言われてるように溢水対象設備じゃないの私は理解しますよ。
1:33:54	代替設備によってっていうところにかかってんで。
1:33:57	気にしてるのは、
1:34:01	ここの例えば書いてる種別に絞って設定したこと溢水により損傷した場合であっても代替手段であること等にあるべきですから、設計とすると。
1:34:11	いうこの2行に対して溢水による損傷した場合の溢水っていうこの溢水は何の溢水を指してるんですか、それは今、今言われたように、天井クレーン度がたまたまあの答える処理作業建屋の上にある溢水を指してるのか。
1:34:29	私の認識としては、溢水評価で言っている、例えば、想定破損とか、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:34:37	<p>いう所消防による溢水とか 10 その他の溢水例えば地下水の影響とかね、そういうのを含めても大丈夫だっていう説明をするんじゃないのかなと思ったんだけどそうじゃないということですか。</p>
1:36:14	<p>要は球場のように書いてあるように 4 ページどこだったら直交流効率技術者って上澄み書いてるわけで、想定破損による溢水深消火水の放水、地震に起因による溢水及びその他の溢水ってということなるんだったら、まず消火水への放水っていっていうと、</p>
1:36:32	<p>これは特に固体廃棄物作業建屋にはスプリンクラーはありませんと。</p>
1:36:37	<p>ね。</p>
1:36:38	<p>受けることはまずないので、わざわざ代替措置を考える必要ありませんとかね。</p>
1:36:44	<p>影響がだから、ある場合には、代替手段なんだけど、そもそもここで言っている考慮する溢水事象の該当するものがないので代替手段も考える必要がないとか、そういう整理になるんじゃないんでしょうか。</p>
1:37:20	<p>原燃の鈴木です。その蒸気に 212 ページで言うところのその蒸気に含まれない構築物っていう話だから 2 行目のところですねこれに対象をこの対象についてはさっき浅沼から申した通り、大きく許可のほうでは具体的な溢水想定はしておりません。溢水防護対象設備</p>
1:37:38	<p>を対象に医師想定をしているといったところなので、今回／励磁といったところで溢水の話ですれどんな意思があるのかといったところをちょっと書かせていただいたんですけども、このそもそのこの 212 ページのところの下 2 行の要求というのは、</p>
1:37:55	<p>そのかわりにその何らかの溢水想定がどうだといったところをスポットを当てるというよりも損傷した場合でもその代替手段があるといったとこですね、そちらをメインにこう説明してるとこだと思っているので、むしろなんかね具体的な溢水想定を書くというよりも損傷部位の交換とか修繕とかそういったもので安全機能を維持できると。</p>
1:38:15	<p>そちらの説明にスポットを当ててやっているつもりです。ですからちょっとそのなんて言うんですかね。今の 217 ページの記載のところは建家の中とか外とかでの溢水だとかですれちょっと書き過ぎ期間がちょっと正直あって、そうではなくて仮にそういった溢水みたいなものは溢水がなんだっていうところは言及せずに、そういった物で損傷した場合でもこういう</p>
1:38:35	<p>対応とりますよと、そこにスポットを当てたかっていった記載に聴取姿勢をしたいなというふうに思いました。</p>

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:43	以上です。秒でうす確かそうかもしれないですね、何かちょっと何か限定的に書き過ぎてて、例えばちょっと私が想定したのは、例えば地下水の流入に対するとか既許可でやってるんだけど。
1:38:58	こたえる作業建屋っていうのは、地下水の対策をしてないから地下水が入っていきますよってただけど、これが何回かわかんないけど、地上階から上だったら地下水の影響受けませんか受けを受けないので代替措置考えなくていいとかっていうふうにわざわざ書く必要があるかそれとも今鈴木さんが言われたように、
1:39:18	全体として保証は補助補修とか、交換できるので
1:39:26	場所長可能ですっていう記載にするのかっていうところですから、ちょっと何となく、私はこれで気になったの溢水を限定し過ぎてるところがあって、本当にこの溢水だけでいいのかそれともその地下水の水位割れてるに地下水とか、
1:39:43	屋外タンクの溢水でも防護対象設備ではないかで守る必要はないんだけど、だけど、そうであっても代替措置って考えるときに、
1:39:52	じゃあどう考えるんだっていう考え方を整理しとかなきゃいけないんだけど、それがちょっとこれだと見えないかなと思ったので、もっと、ちょっとそういう意味で言ったんですけども。
1:40:03	もうそうですね例えばっていう言い方が、具体的にはっていうのは、
1:40:10	だから難しい。
1:40:12	だから、ちょっと設計方針の凍土ところにはあんまり細かく書き過ぎないほうがいいのかもしれないですね、現スズキ承知しましてはちょっとこちらのほうでいっすい学校具体的な想定をしているかのごとく書いてしまっているの、先ほどおっしゃられた通りその溢水防護対象設備に想定してるような具体的な必要想定しているような
1:40:31	ふうにとられた可能性がありますのでちょっとここはもうちょっとさらっとですね損傷のほうにスポットを当てて、その損傷したときにどうするのかといったところをスポットを当てて書きたいと思います。以上です。
1:40:43	よろしく願いを私は以上です。
1:40:50	はい、規制庁からですありがとうございます。そうですね今おっしゃいおっしゃっていただけてる通りこの代替手段があること等によりっていうところの具体化を多分して、例示理事ですかね、例示でしていただければいいのかなというふうに思いました。
1:41:05	はい。今六条と九条のところですけど。
1:41:12	規制庁側から融資Cですかね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:23	またちょっと書きぶりのところとか先ほど少し今後も引き続き確認をした上でわかるかの確認させていただきたいなというふうに思いますので、
1:41:35	はい、とりあえず今の時点ではということで、はい、じゃあ、
1:41:39	次はあれでしたっけ、次は、
1:41:43	企業後球場が欠けているわけではございます。よろしいですか。ちょっとコメント番号でいきますと、78 番になります。
1:41:59	被水評価に関することなんですけれども、既許可では固体廃棄物先ほど建屋に溢水防護設備がなく溢水影響評価を行っておらず、圧縮にはそっちが設置後も溢水評価を見直す必要がないことを前提とした評価に見直すことと、
1:42:15	ということでコメントいただいてまして、見直しておりますので、補足の通し番号でいきますと、同じく 217 ページからになります。
1:42:33	2 ポツ 1 ポツ 2 に溢水影響評価というふうにご書いてございますので、ちょっと読み上げますと来許可では原子炉建屋タービン建屋あと使用済み燃料乾式貯蔵建屋について防護区画設定しまして、発生想定破損等により請求評価を行ってます。
1:42:50	例えば固体廃棄物作業建屋については溢水防護対象設備がないため、溢水並行実施影響評価を実施しておりません。
1:42:57	答え基部作業建屋内機器の流体の保有量が少量であって、答え 9 作業建屋外への流出は考慮不要であるので、一次元の想定もしていないというのが既許可の状況でございます。
1:43:10	込まこの前提があって、前があるんですけれども、その下ですね、縮減を措置は溢水防護対象設備に該当せず、
1:43:21	規模での溢水影響評価を見直す必要はありませんけれども、圧縮減容装置は作動油を内包しておりますので、固体廃棄物サービス先ほど建屋内の流体保有量が増加することからその影響を確認したという前提にしております。
1:43:36	具体的な溢水いい影響評価の内容は公団の変わっておりませんで締めくくりの言葉なんですけれども 218 ページの一番下のところですね。
1:43:47	固体廃棄物作業たつた仕組みを装置を設置したとしてもオオサキ答えは決め作業建屋に油とあと止まりますという説明をしておりますが、このため圧縮減容装置の設置により、これはっきり作業建屋内の流体保有量が
1:44:03	増加するものを固体廃棄物作業建屋外への流出はなく、新たに水源としての想定は不要だと。
1:44:09	ということで記載を見直しております。以上になります。
1:44:13	規制庁の加藤です。ありがとうございます。今の 217 のところなんですけどこれ既許可のことで、多分二つ言っていて、一つは答え廃棄物先ほど建屋内に

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	オフィス防護対象設備がないからまず溢水評価をしていませんよってということが一つと。
1:44:28	もう1個は固体廃棄物作業建屋内の流体っていうのについては流出の考慮が不要なので、その原子炉建屋側の溢水評価においてもスズケンとして考慮してませんよっていう二つがあるんですけど。
1:44:43	ちょっと今のこの218ページの就業装置における設計方針のところの書きぶりになるんですけど、つい防護対象設備に該当せずはいいんですけど、既許可での溢水影響評価を見直す必要はないっていう言い方をされてるんですけど、結局ここでさっき言っている二つ目の二つあるうちの一つ目。
1:45:02	固体廃棄物作業建屋内内で溢水評価をする必要があるかっていうところは引き続き強化する必要がないっていうことだと思うのでいき許可でさっきの一つ目二つ目という書きぶりをするのであればこれも、一つ目はまずその引き続き言い方はですけど引き続き結局
1:45:20	溢水評価をする必要がないんですよっていうことを書く必要性があつてで続いて、油を内包してるんだけど、後ろのほうにちょっとその評価書かれてますけど、結果その原子炉建屋等で行われいす評価側に対してその1水源として固体廃棄物先ほど建屋を
1:45:39	考慮する必要がないってことも、結局そこも変わりませんっていう多分あの機器許可の書きぶりと同じような形に対応するようにちょっと書いていただいたほうがいいかなと今と何か許可での溢水評価を見直す必要がないっていうのは広く言えばそうなんですけど、結局こう答え廃棄物作業建屋のところの
1:45:57	扱いがどうなったのかっていうのがちょっと対応関係がちょっと見にくいので、ちょっとご検討いただければと思います。
1:46:05	原電の笹沼です。へのコメント内容と理解いたし、いたしました記載を見直すようにいたします。
1:46:12	はい、野球場5はいどうぞ。
1:46:22	ミヤモトでセットですね。
1:46:37	あのね、ちょっとミヤモトですけど、溢水評価を実施していないってかけるよりは、溢水影響評価用間くかによって溢水影響評価に影響を与えないっていう表現にしていたかかないと、ちょっと来続けるから、
1:46:51	影響溢水影響評価に影響与えないっていう
1:46:56	この
1:46:56	こういってるんでしょうか。
1:46:59	そういう

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:47:02	9条の9のところちょっと私も見ていき4的に立てたらこうでした。すみません。圧縮減容装置は伊勢母体が出来事1世紀兵庫見直す必要ないかっていうのは、これはその記載が明らかにきつくて、
1:47:16	請求評価に影響を与えないっていう表現を明確にさせていただきたいと
1:47:24	必要ないっていうのは少しちょっと違うからっていう思うので、そこは記載を修正してください。いいですか。
1:47:31	原電の笹沼です。承知いたしました。あとですね、ちょっと気になったのがすみません。
1:47:40	9条の下で言うと17ページ。
1:47:48	今回作業建屋、
1:47:53	廃棄物作業サイト固体廃棄物作業建屋っていうのは、この図には実は載ってなくてですね、廃棄物処理建屋の泊から。
1:48:02	にあるはずなんですよ。なので、この廃棄物作業建屋をつけ対応で最低限ちょっとつけていただいた上で、
1:48:13	要はこつと廃棄物処理建屋は申請供する評価する範囲っていうのは決められているので、そこに影響を与えないっていう表現を入れていただかないと、何々に影響を与えるかちょっとよくわからないので、
1:48:28	そこを少し丁寧に書いていただけますか。
1:48:36	原燃の笹沼です。すみませんちょっと確認なんですけど閉接続して答えて廃棄物作業建屋、すみません。
1:48:46	廃棄物処理建屋に接続されているという配置図があって、
1:48:53	固体廃棄物先ほど建屋で溢水が発生してもこちらに影響がないということの説明ということでしょうか。止めようですけどちょっと私どもでこれ設置許可のときには全部読み直しわけじゃないんだけど、9条の17っていうのは、
1:49:08	防護対象設備が設置されるエリアっていうことで原子炉建屋の当とか周りの附属棟が全部選ばれていますと、
1:49:17	それに通じる場所としているリアクタービル同伴流向とか、廃棄物処理建屋があって、廃棄物処理建屋から水が流入しするかしないかっていうことを進入評価評価書類入れといて、青システムやられてると。
1:49:34	おそらくだけ廃棄物処理建屋が持っている水量が評価されて原子炉縦に影響がないっていうのを確認していると思うんだけど、その評価に対して、要は背弧固体廃棄物作業建屋が2、
1:49:49	油内包機器があるのかな。今回つけるんだけど、それまでは今回なかったんですね。あるあったんだけど入れた。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:50:00	もしできる範囲だから入れてなかったのかもしれないんですけど、要はその影響与えないっていうのは宇和明確にしとかなきゃいけないので、今の書きぶりだと少し補足が足りないかなと思うので、少しこの図を用いてですね、要は守らなきゃいけないの、この原子炉建屋と原子炉等、
1:50:19	全体なのでそれに対して影響がないっていうのを明確に書いていただいたほうがいいかなと思います。現在の笹沼です。承知いたしましたの配置の関係性をちょっと書き加えまして影響がないということを加えたいと思います。
1:50:34	はい、私は以上です。
1:50:38	規制庁の中ですね、今のところで確認ですけどあれ結局では固定廃棄物先ほど建屋の中には油内包してくれとかがもともとあって、だからそのときにも既許可のこの図にも出てきていないんですけど、何らかの整理は既往香川でも行われて、
1:50:58	外されていたということなんですかね。
1:51:04	吾妻です。少量であるというところで切っているという状況でございます。なるほど。
1:51:13	までとちょっと今回それ以後設置し、縮減を設置してもというところで今ちょっと指摘のあった、この守るべき本当に守らなきゃいけないところには影響を与えないっていうのをちょっと配置的にもちょっと確認をさせていただければと思いますが、原燃の佐瀬まで承知いたしました。
1:51:32	はい。
1:51:35	8、
1:51:36	八丈やってあるんですかね、審査会合資料、
1:51:42	やってっていう感じですかね。
1:51:47	あと、すみません 12 条も残っておるんですか。これ全部カタギリにする必要ないかなとは思っていてまたヒアリング自体はを継続するかなと思ってるんですけど、もし
1:52:08	ほう素なので、なので、
1:52:11	80 やって介護資料やったらどうかなっていうところですね。
1:52:16	エネットです。8 条の御説明をさせていただきます。コメントNo.ですね、82 と 83 が該当しまして、
1:52:25	いずれも記憶を踏まえた方針であることがわかるように資料構成をしてとすることという御指摘を受けております。
1:52:32	そして先日御説明した通りですね、この比較表が対比してわかりがいいのですね、そちらの記載を充実することによって、ちょっと明確にわかるような資料

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	としておりますが、そちらのほうを御説明させていただきます。資料が、⑦-24 ページ目以降、
1:52:49	8 条になりまして、
1:52:52	24 ページ目以降ですね基本方針のほうを記載してございます。
1:52:58	そちらのほうに
1:53:00	基本的には、結論から言えば納期はと同じ設計方針を適用するという形になる んですけども、それが記載不足がないかを書き足す必要がないか。逸脱し てないかっていうのが、
1:53:12	わかること。
1:53:14	適用する項目であるかないかというのがわかるようにちょっと備考で充実化を 図りますと、
1:53:21	そちら 24 ページから備考で追加しております。
1:53:36	⑦の資料 24 ページからになりますね。
1:53:44	比較表の日今回備考を充実化を図っております。
1:53:50	／24 ページで言えば、火災区域を設定してるんですけどもその中におきます よということを記載したり、25 ページであれば、
1:54:00	所す。
1:54:02	一、二に該当しないんで、消防法に基づいた火災防護対策を講じるとか、
1:54:09	27 ページ／28 ページいれば、例えば水槽については内包設備なく対象外で あるとか、対象外なものはどれか等対象外なものはどれかを対象のものがど れかというのがわかるような記載というふうになんか見直しをかけておりま す。
1:54:27	結論としては現在の記載内容でいい。
1:54:32	今回設置するげ圧縮減容そっちについても、県方針通り、
1:54:38	基本方針の記載内容通り、適用できるということを確認しております。
1:54:45	そこからですね。
1:54:51	30
1:54:53	8 ページですね。
1:54:55	そちらの基本方針のほうで適用するかしないかというのもフルにかけてです ね、今回営業圧縮減容装置について適用となる項目。
1:55:06	を抜き出して企業化に対応する項目を記載したというのが 38 ページになって ございます。
1:55:13	よく効率化再発防止こちら済み潤滑油を内包する設備に当たりますので漏え いの拡大防止、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:55:22	を図る設計としておりますので、その許可ではないですね、不燃材の使用、こちらの項目記載あるんですけども今回の行っております。その理由を備考に書いた形で整理しております。
1:55:36	理由についてはクラス 1 棟安全評価上期待するクラス 3 ではないため、該当しないというところで、
1:55:43	整備を行っております電気系統については牙通りの設計のほうを記載しております。
1:55:52	今落雷地震についても、こちら機器基本方針のほうで整理しているんですけども、6 欄については原子炉施設全般求められているものと理解しておりますので、ここだ避雷設備化を設けられたこと廃棄物だけ建屋、
1:56:08	こちらに設置する設計と減圧縮減措置をしたりした記載に見直しを図っております。
1:56:15	耐震評価のほうについては記載をしてないんですけどもこちら先ほどの不燃材と同様に火災防護対象、こちらに該当する場合は、要求されるんですけども、今回の縮減措置率は対象外と。
1:56:28	そういう整理を行っております。
1:56:30	両括弧 2 の火災感知及び消火、こちらについては、
1:56:35	前回、今回圧縮減容装置につきましては、火災防護対象設備ドライなので。上流側で消防法等で対策を講じますというよう設計を掲げておまして、
1:56:50	前回お皿等の火災、
1:56:53	消防法または建築基準法に基づく火災感知設備消火設備を設ける設計ということを記載してたんですけども、ちょっとまず前提の洞道捕まって書き方を工夫が必要というご指摘が受けておりますので、
1:57:11	記載のほうを充実化を図っております。
1:57:13	内容については縮減措置を設置すること廃棄物作業建屋を金属とコンクリートで構築された建屋であり、火災得る。
1:57:23	安全機能への影響は考えにくいと超えて消火活動のそのときにならないように可燃物管理を行うことにより、建家内の火災荷重を低く管理するってましょ防滴等に基づく感知消火、
1:57:38	設置する設計とするという記載に見直しを行っております。こちら分場合につきましてははですね、もともと既許可のほうでも除外規定という形で固体廃棄物先ほどピア除外してますので、その内容をそのまま持ってきた形で整理しております。
1:57:56	最後に 6(3)の火災影響軽減のための対策。
1:58:01	こちらについても、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:58:03	圧縮減容装置の主体の記載にちょっと見直しをかけておりました、
1:58:10	明日元素調査に過剰な世界の力を有する待機
1:58:14	によって、隣接する方と、この火災区域から分離されたいこと廃棄物先ほど建屋に設置するというので、所保安すでに措置にちょっと書き換えのほうへ修正を行っております。
1:58:28	御説明をちょっとすいません。それで前回、
1:58:33	文書構成の整理、
1:58:37	その一環で、あわせてコメントいただいたのかですね。
1:58:47	①の資料の
1:58:55	スズキ
1:58:57	169 ページ。
1:59:00	こちらは別添ということで参考添付として追加しているんですけども、こちら
1:59:10	はですね結局川側で説明させていただいておりますまとめ資料、
1:59:15	に今回の圧縮減容装置を追加したものとなっております。
1:59:27	赤字部分がですね強化の 8 条のまとめ資料に資料 9 の改訂箇所を追記した
1:59:30	ものになっておまして、今回書き足したところがですね。
1:59:33	184 ページ。
1:59:41	でございます。
1:59:45	こちららもともとクラス 3 の補租税貯蔵設備については、
1:59:53	火災防護対象設備ではないんですけども、火災の影響。
2:00:04	下を受けるか受けないのか、ちょっとそういう整理を行っている資料でございます
2:00:15	して、赤字で書き加えてるんですけども、基本的にはドライウェルどうぞ。
2:00:21	183 ページから記載しているドラムヤードと同じ整理で今回整理をし直して記
2:00:29	載のほうを追加しております。
2:00:43	細田廃棄物処理施設であること廃棄物作業等で建屋では継続を行間すると
2:00:47	ともに、あそこ減容装置によりスケール影響すると。
	継続預金押されちゃうとするもののうち、何年船二分されたものを金属容器に
	保管してますと、
	ちょっと固体廃棄物については難燃不燃に加えて識別用のポリエチレン製の
	袋とか
	含んでいるんですけども、可燃性であるポリエチレンの発火点でも 400 ドイより
	高いことと、答え廃棄物作業というのは異なる設備がないことから、前火災
	の発生はかなり来るかによってを潰して、
	一つ同等の機能の喪失は考えにくいと強制力となっております。
	こちらについては金属容器であるドラム缶の圧縮減容措置による圧縮減容

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:00:53	こちらにおいても同様になっております。また答える作業というのを受ける廃棄物の保管状態と確率ため固体廃棄物先ほど手を1週間に1回以上実施するとさらにいい答え切る作業建屋はコンクリートで構築されていると。
2:01:09	従って火災によりAを全部想像は閉じ込め機能に影響を及ぼす系統はないということを記載を追加させていただいております。
2:01:21	それに関するまとめとしましては、
2:01:27	すみません。
2:01:30	さっき 206 ページ。
2:01:34	ですとか 208 ページ、最終的にリスト例系統としてそれぞれ火災による影響がないか。
2:01:41	あるかないかというのを整理しているんですけども、結論としては変わらず、火災による影響ありませんということにこたえ廃棄物作業建屋っていうのを明記して書き加えた形で整理しました。
2:01:55	8 条の御説明については以上となります。
2:02:01	はい。規制庁のカドヤです。
2:02:03	まずそしたらですね 7 の資料比較表のほうですけども、火災のところ、
2:02:13	何ページだけ大分前のね、20。
2:02:19	24 ページからその火災の防護に関する基本方針ということでこれ許可の定点パーティーの結局結論から言うとこれの通り 2 交代をしてくると、こうなりますってところが、結果今の 38 ページの第 8 条のところの中身として書かれているというふうに理解はして、
2:02:39	いるんですけど、これはちょっと添付 8 の書きぶりのところなんですけどまあそういうことを過去にやられたかどうかわかんないんですけど等々ある時点のその説明資料を添付し書類 8 っていうところの基本方針を指し示して結局その基本方針通りに設計するっていうのをまず
2:02:57	何か先に
2:02:58	核とか、そういう言い方っていうのは何か。
2:03:01	何かあるのか、要するに積極基本方針通りにやってるっていうのはこの比較表を見てわかるんですけど、添付 8 のその説明書っていう説明書上その通りにやるんですけど、一言あると、もうそれでその機器許可のところからそこが変わってないんです。その通りにやったんですけどっていうのが、
2:03:18	一目瞭然になるかなと思ってます。その上で、今のこの個別具体を書くか書かないっていうのはあると思うんですけど、そういう何か指し示しこととかですかね、そのある時点の基本設計法基本方針通りですっていう
2:03:33	なかなかし閉めたりするんですかね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:03:36	添付 8 の記載としてみる。
2:03:40	事例で言えば例えば
2:03:43	こちらは既許可の方針をぱっとして弁用圧縮装置でも該当するところを例えば四角で囲むとか、
2:03:51	あと定点パッチの記載ですね添付 8 の記載として、
2:03:55	それ抜き出して確保が抜き出してというよりは指し示してっていう意味合いです。今この左側にのところで 24 ページのところから、朝火災の基本方針というのがダーッと許可で、添付 8 で説明をいただいている、
2:04:12	そういうそれとそれに沿って今回やりますっていう理解しました出たんです手続きとしては申請書で変更する場所是一緒の研究です。それが一種一緒に同様であるっていう
2:04:29	申請の仕方をするのって。
2:04:31	まず、撮れた多分上どうへと添付書類 8 について変更申請ごとにその基準の適合性とか、設計方針を説明する説明書などで、今回のこの変更申請に関しては、火災をどういうふうに適符合せませうかっていうところの説明をするものなんですけども。
2:04:50	そうしたときにそれが既許可のとあるその申請の申請書の今回できればこの平成や或いは元年 7 月 24 日を受けた申請書とかの等とところで書いた通りに設計しますって、明確にもし書けるのであればもうそこで聞くから、その火災の
2:05:08	に対する基本方針変わってないですねっていうのはもう一目瞭然かなと思っていて、
2:05:13	そうそういう書きぶりができるのかどうかっていうところ。
2:05:25	はい。
2:05:43	そうですね。
2:05:51	現在等でございますが、具体的な当初申請の 3 ページに、
2:05:57	そうですね。
2:06:04	その通りです。
2:06:08	アーケード中ですわかりましたそうするとまあねですね 8 条のところはその基本方針通りに沿ってやればそうなんですけどっていうところで、
2:06:23	なるほど。そうそこはそこがそう示されているからその通りにやると、この例えばやちょっと聞いたら結局この火災感知器とか消火のところ、もともとのその添付 8 のその適合方針っていうところは一応その火災防護対象設備区域に対して、
2:06:41	のフルスペックのものがこう書かれていて、それに対して今この右側では縮減装置のところ母語大切じゃないものとして整理がされているのではちょっとこ

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	この見比べていくとそこを本当に同じ方針に沿ってやったのかっていうところが、見にくいなと思ってそれが基本方針通りやったらこうなりましたって、
2:07:00	いうふうなことがこの説明書読めたらいいかなと思ったんですけど、そこはだから、いずれも申請書の最初のところで、ここに書かれてるもの以外はっていうことでも同じ基本方針に沿ってやりますっていうことはもう示した上での記載ですっていうことと理解しました。
2:07:21	規制庁の目です。ただそそうは言っても、一部について全く変わらない。Wet 施設であれば既許可と同じでいいんですけど、一部について、開会て
2:07:38	それ以外は同じといったときに、ちょっと多分今の
2:07:44	当初申請の書き方だと書かないところはほかと同じっていうのはなかなか書いてるところがあるので、ちょっと記載の例としては参考にはなると思うんですけど、ちょっと
2:08:00	当初申請の 3 ページを持って
2:08:03	ほかのところは適用されるっていうのはちょっと読みにくいかなと思いますけども、
2:08:13	そうですね聞いた中でですね、なるでもちょっと私がさっき申し上げたのは、結局その既許可の方針通りにやっているんですけどっていうことが何かもう少し短完璧にこの添付 8 乗で表させたらいいなっていう
2:08:29	ところなので、もしその工夫の余地があるのであればそういう書きぶりは今までしたことないっていうのはなかなか難しいと思うんですけど。
2:08:36	少しそういうもし例があるのであれば、いついつのことと同じ通りにやると、A 系やった結果、以下の通りになりますっていうふうな形が増し可能ならばっていうところで検討でございます。ちょっとして必要であればそのような格好をしたいと思います。
2:08:54	はい、ありがとうございます。
2:08:57	はい。
2:09:01	はい。
2:09:06	と感知消火のところの答えはおそらく変わらないんだけど、ちょっと記載の考え方をまず私のほうでまず言いますので、
2:09:16	お答えをおそらくおそらくというか、消防水利消防報道を障防法時基づく感知器の設置で多分問題ないんだと思うんだけど、これなんでそれでいいかっていうところは実はですね柏崎の工認で結構ここはもう燃えてましてですね。
2:09:32	多分ご存知かもしれないんですけど、結果からいうとこの書き方だとやっぱり不十分で、例えばですけど、(2)から圧縮減容装置から始まるところで、火災による安全機能影響わかん影響考えにくいって書いてあるんだけど。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:09:49	安全機能影響安全機能って例えば縮減措置も安全機能を持ってますよね。
2:09:56	安全機能っていうとクラス1 クラスCクラスは全部入るんですよ。
2:10:00	極端に言えばね。だからこの記載だとやっぱり不十分なんですよ。
2:10:06	私が言ってるわけですから柏崎でどう整理したかっていうと、要は火災防護対象設備に対して火災の影響は及ばない。
2:10:19	明確にしたってということなんですよ。
2:10:22	以上だから例えばここで言うとき金属で覆う構築建屋でありってということで、火災により、要は火災防護対象設備の安全機能への影響は考えにくいと。
2:10:35	要はそれは3時間ちょっと真ん中に3時間耐火意義があるので、原子炉建屋の3時間耐火はぎと原子炉建屋内ここで言うと、
2:10:44	極端にはもっと廃棄物処理建屋か。
2:10:49	の3時間耐火とこの建物の3時間耐火の両方の3時間耐火の境界を考えれば、要は本来守るべき
2:10:59	火災防護対象設備に影響は考えられないと。
2:11:02	いうふうな書き方にしないと、この記載だと安全機能への影響って言ったらあれは全部させるので、そこは、柏崎の多分工認とかで、その辺は書いてるわけでそこはよく参考にして書いてください。ただ、これちょっとこの書き方ってよくちょっと慎重にやらなきゃいけないってさっきカドヤが言ったように、
2:11:20	左の漏えい等、申請書の許可の申請書よりは少しグレードが落ちてるような見方を5になっちゃうのでここちょっと少し、やっぱり書き方の工夫が必要になってくるので、そこはまだちょっと今後考えなきゃいけないのかなと思ってますのでちょっとそこは、
2:11:36	よく考えてください。その上でですね今回ちょっと80的になったところがあるので、もう8条のほうで先にちょっと時間がないで先に私のほうで言います。
2:11:45	ここですね。
2:11:47	圧縮減容想定っていうのは、
2:11:51	油内包機器ですよ。
2:11:54	その通りですので、当初10ぐらいの
2:11:58	固体廃棄物作業建屋だけのことしか言及してなくてですね。
2:12:03	要は今回答える作業と定の中に設置する圧縮減容装置の話を
2:12:09	下が何か言及してないんですよ。
2:12:12	要は固体廃棄物作業建屋はええとコンクリートで固められたってところに入ってるんだけど、その前段として、圧縮減容装置は燃えるの問題だって。
2:12:23	要は、mol可能性があるのかそんな話が全然。例えばそのさっき言っていた。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:12:30	今回つけていただいた 8 条の
2:12:35	時、
2:12:37	さっき作業建屋で
2:12:39	ドラム缶の話がずっとかけられて例えば下のページで言うと 184 ページのところに、
2:12:47	はい、放射性廃棄物処理設備であることは御作業とってやでってことでし主語が答える廃棄物作業建屋にいきなりなっちゃってて用圧縮減容装置をまず論じた上で答え作業建屋米最終的に評価をするんであればわかるんだけどいきなり答え施設さ
2:13:04	答え廃棄物作業建屋になっちゃっているんで、そこは少しロジックを明確にしたほうがいいかなと、要は圧縮減容装置がこういう理由で火災の影響を受けるのか受けないのか。
2:13:17	も燃えて燃えたとしてももう燃えるか燃えないのか、例えば油の内包機器してるんだけどさどういう事態がその可燃限界がすごく高いので、要はそうしないとかね、そういう話をした上で、まずそこで大丈夫だっていう話と、あとそれをの外側にあることは 100 作業建屋を
2:13:36	さらに、こういう理由だので、ならないっていう説明をまとめないと、今のやつだと場所によって交代圧縮減容装置って書かれたり、場所によって固体物作業建屋って書かれてるするので、そこはちょっと少し、
2:13:52	整理していただければなと思うんですけどいかがでしょうか。
2:13:56	原電の伊藤でございます趣旨了解しました、ちょっと資料のほうについてについては整理して充実化を図りたいと考えております。はい、お願いします。それであと、今日ちょっとまとめてもうちょっと時間内でもう言っちゃうけど、下でいうと 208 ページとか、あと、リワーク 6 ページとかに
2:14:13	要は安全機能の表があるんだけど、これ答え作業建屋しか書いてないんだけどこれ圧縮減容装置も書かなきゃいけないと思うので、
2:14:23	ここ書かないかは別だけど、縮減装置がないとよく圧縮減容装置を含めた固体廃棄物作業建屋としてここに書いてるならそれでも構わないですけど。
2:14:33	現在等でございますこちら載せ
2:14:40	あと原電の鈴木です。この 208 ページの表のリストのタイトルがですね、その放射性物質の貯蔵または閉じ込め機能に関するリストといったようなところで、
2:14:51	ちょっと何ですかね。圧縮装置そのものが持っているというのも固体廃棄物処理系が持っているといったようなところなので、圧縮装置というズバツとした書き方はしてないということでございます。以上です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:15:05	そういうことね。
2:15:10	いや、上でいうと液体廃棄処理系で床ドレン系で配管フィルタータンクとか細かく書いてあるのにかかわらず、答える処理系になるとすごく大ざっぱに書かれてるんで、ちょっとそういうくぐると括弧づけで入れてもいいんじゃないかなと思ったんだけど部等なのでしょうね。
2:15:29	原電の鈴木です。そこは系統または機器名称のところでは答え廃棄物処理系等書いているところで、一応明確化をしたというようなことでちょっと解釈をしております。わかりました。ちょっと。
2:15:44	そうでもちょっとそこは最終的にどうするかはまだ相談させていただければと思います要は
2:15:50	ちょっとこの文書で答える作業建屋に最後のほうを全部やっちゃっているんで、途中増え間違え争中という言葉聞いちゃってる状態になっちゃっているんでよくそのひもつけを明確にしておいたほうがいいかなと言わず、おそろくだけど、スズキ許可のときに答えか。
2:16:09	廃棄物作業建屋っていうのは、要はこれ入ってなかったんですよ多分ね、それはなぜかっていうとおそろくだけ中に安全機能というかその建物しかなくて、作業建屋であってと要はラドのようなものの処理過程がなかったんで、
2:16:26	多分外れてたんだと思うんですよ。ある火災区域としては作ったんだけど、最終的に安全機能の整理のときに答え配布作業建屋っていうのは多分、中にその処理過程を持ってなかったんで、多分外れたんじゃないかなと思うんで、そうすると、
2:16:41	今回入れたっていうところだと思うので、それであれば、もうちょっと前のところで説明を少し入れてもらってもいいかもしれないですね。
2:16:52	原電の鈴木です。ちょっと今後ですねちょっと詳細について今後また議論させていただけたらなというふうに思います。検討は継続して参りたいと思います。以上です。私のほうは以上です。
2:17:08	はい。規制庁の川です。多分安全機能のところは答え廃棄物処理系っていうところでの整理っていうのは多分変わらなくて、多分その火災防護の観点で個別に設備としてしっかり書かなきゃいけないところっていうのがあるんじゃないかってことだと思うので、
2:17:24	そこはちょっとあの確認をいただいて、設備として書かなきゃいけないところ、それから処理系として書くところっていうのをちょっと整理をしていただければというふうに思います。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:17:33	はい、じゃあまた詳細はまた引き続き確認をさせていただくということで、八丈 その他なければ次に行きたいと思います。時間ちょっとオーバーしてますけ ど。はい、よろしくお願いします。
2:17:58	はい。
2:18:01	原電の浦です。それでは資料 3 のほうの
2:18:06	審査会合資料の安定審査会合の欠席状況の回答についてのパワーポイント のほうを御説明させていただきます。
2:18:16	1 位、2 ページ目を上げて変更はございませんでこれまでのコメント踏まえて 整理の方法自体は変わっておりません。それで等めくりいただきまして、3 ペ ージ目も変わらず、4 ページ目ですけども、これと前回ここの整理のところ で議論がありまして、
2:18:31	基本的な整理の方向としては、既許可と同様である条文当期広がる追加され る条文というところでの整理は整理の方向性としては変わらないと思いき けども、どっかどれを
2:18:46	ここで言うと別紙 3 の(1)(2)にするのかというところの再整理をしてきたとい うところがございます。ちょっとパワーポイント一応読み上げさせていただきます と 2 ポチ目ですけども、変更が必要な条文の適合のための設計方針として、 基本的にはすべて既許可の設計方針を踏まえたものでございますけども、
2:19:05	基準適合のための対策が来許可と同様である条文もこれと既許可から追加さ れる条文、この 2 種類に分けて整理をして子孫別紙の 3 の(1)と(2)というふ うに分けました。
2:19:19	結論から言いますと別紙の 3 の(2)の追加される条文というのは 27 条だけと いうことで、それ以外は来許可と同様であるという整理にしております。
2:19:30	それで、ちょっと先に右下 5 ページのほうに行きまして別紙 3 の(1)というこ とで、基準適合のための対策が機関と同様である条文ということでここからがペ ージにわたって説明が続くわけですけども。
2:19:45	ちょっと表のほうを少し見直しまして、一番左に 993 回の審査会合で当方から 御説明させていただいた設計方針が書いてあります。これにつきましては今回 パワーポイントの資料の後ろの方がですね。
2:20:00	参考として、4 月 29 日の最初の審査会合の資料を参考でつけさせていただい ていて、この参考の資料の右下参考 8 っていうところが
2:20:14	当初我々がこういう設計にしますということを御説明してないぞここの右側の 欄の設計方針と書いてあるところ、これがお戻りいただいて、5 ページ目以降 の表の一番左の 993 回審査会で示した設計方針これがコピーペーストとい うかここで同じような入っております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:20:33	そのあとこれまで議論を踏まえまして、検討後の設計方針ということで、今現在の設計方針を記載しております。一番右端に変更理由ということで、900 収益 993 回の審査会で示した設計方針に対して、
2:20:51	変更した理由というところですが記載を変更した理由というところを記載するという整理にしております。
2:21:00	第三条でいきますと
2:21:04	993 回におきましては耐震重要度分類Cクラスに応じて酸欠地震力が作用した場合において、十分な支持を公示する地盤せた答え手作業でやって設置するというを書いておりますけれども、
2:21:19	この設計方針ということでは
2:21:23	大体同じですけれども、耐震重要度分類Cクラスに応じて算定する云々と、これにつきましては記載の変更の理由として既許可の設計方針等記載の整合を図るということで、設計方針自体が変わらないものについては既許可の設計方針を踏まえた記載にすべきであろうというところで、
2:21:41	方針としては変わってませんが記載をちょっと見直したというところでありませす。
2:21:46	4 条以降につきましても似たようなこと書いておりますけれども、
2:21:51	4 条の二つ目のポチですけども、もともとはですね等地震列島圧縮装置に適用する地震力は、当せん断力CIに応じる応じた係数を乗じるというふうに書いてましたけども、
2:22:06	今回一番右端に行きまして既許可の設計方針を踏まえまして、設計方針としては記載しないというふうに整理をしております。これにつきましては、試験装置に適用する具体的な地震力算定方法をこれにつきましては、補足説明資料で説明するというところで
2:22:23	設計方針自体は既許可、或いは 993 回で示した報酬の変わらないので、これについては削除するという補足説明資料で説明するということになっております。
2:22:35	あとちょっとお戻りいただきまして右下 4 ページ目のフローのほうのみ、真ん中の右のほうにちっちゃい字でですね、第 5 条についてご説明をしますこの第 5 条というのは、前回の 993 回の資料におきましては、設計方針をお示ししていたんですけども。
2:22:54	今回はそこに記載の理由で
2:22:58	別紙 3 の(1)というカテゴリから落とすということにしております。つまりこのフローでバツのところに落ちてくると。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:23:05	デートちょっと読み上げますと、大分縮減装置の設計に当たり、適用する条文につきましては、既許可の設計方針を踏まえるものも含めて原則変更ありというふうにしますけども、
2:23:16	この第五条津波による損傷の防止、これにつきましては、基準津波の到達流入しない得る建屋固体廃棄作業建屋に設置するということから変更なしとするということで変更箇所がないことから別紙 3-1 のほうから削除しているということでございます。
2:23:33	お戻りいただきまして 5 ページ目 6 ページ目のほうですけども第 6 条外部からの損傷の防止につきましては、という記載の内容が変わったのもともと 993 回では資料のほうで、六条に関して記載がなかったんですけども、今回許可を踏まえた設計方針を記載するというので追加になります。
2:23:52	それから 6 ページ目の 8 条につきましては今ほど少し議論がございましたけども、基本的には一番右側の変更理由というところで、
2:24:02	試験装置を含む答える処理系に対する設計方針としては記載すると、或いはその下のポチ図と同じになりますけども、既許可に比べて、設計方針の記載の保護記載がちょっと限定的だところがありましたので、許可を踏まえた設計方針を見直してと記載していきたいというふうに考えて変更していきたいというふうに考えているものでございます。
2:24:22	右下 7 ページに行きまして 8 条の続きがずっと書いてあります。
2:24:26	次第 9 条の溢水につきましては、これにつきましても 993 回のほうで、審査会合では先ほどお示ししてなかったんですけども、既許可を踏まえた設計方針として記載をさせていただくというふうに
2:24:41	変更いたします。
2:24:43	それから右下 8 ページに行きまして 10 条の誤操作の防止でございますけども、
2:24:49	一つ目は同じなんで機能二つ目のほうで
2:24:52	試験装置色分けの識別管理、それから操作性を考慮した設備等の配置ということなんですけども、これちょっと右の変更理由のところにいきまして、993 回で示した設計方針につきましては、プラントの安全上重要な機能を損なうおそれのある機器についての要求事項でございましたので、
2:25:12	こちらについては削除記載の削除するというので、一方で、
2:25:18	993 回の審査会合で走り記載がなかった
2:25:23	操作が必要となる事象が有意な可能性をもって同時にもたらず環境条件の話ですけども、これにつきましては環境条件に対する設計方針を追記することとしたいと思っております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:25:37	めぐりいただきまして右下 9 ページ、安全性安全施設につきましてですけれども、
2:25:43	こちらにつきましてもこれまで議論もございましたけども、変更理由としては、規則を踏まえた設計方針とするということとするとともにですね、試験装置を含む答える処理系がPS3 の機能を有するということで整理をしてき所管の設計方針と整合を図る記載に見直したいということでございます。
2:26:04	それから右下 10 ページ目に行きまして 29 条ですけども直接線スカイシャインの話ですけれども、こちらにつきましても 993 回では隻保証を示しておりませんでしたけども、
2:26:16	変更理由のところにありますように来こき許可を踏まえた設計方針としてと記載を追加します。
2:26:22	具体的には 0.5 ミリのドラム缶或いは廃棄物を出てごみに指定を取り扱うということを補足説明資料で御説明するというようにしております。
2:26:35	最後右下 11 ページ、7 分の 7 になりますけれども 30 条につきましては、
2:26:42	先ほど議論ございましたけども一番下のポチですけども、
2:26:46	エリアモニタリング設備を設けるということを追記をさせていただくところも既許可を踏まえた設計方針としてエリアモニタリング設備に関する方針の記載を洞道追加いたします。
2:27:00	ここまでは別紙 3 の(1)になりまして、次、12 ページ目以降が別紙 3 の(2)、
2:27:08	適合のための対策が既許可から追加になる条文つまり 27 条になります。
2:27:14	デート 27 条の第 1 項、右下 12 ページにつきましてはほとんど変更はしておりませんが、右下の図がですね、もともと 6 ヒーターを切断する絵になってましたけども、ここ疾病エリア新しく縮減処理量を作ることが
2:27:33	大事になりますのでこの図、右下のこの図のほうに差しかえさせていただいております。
2:27:39	それからちょっと 27-1 図についてはまさかこの 1500 本の出し入れについてコメントいただいておりますけども、ちょっとあの後で御説明するとしてちょっとこの場ですみません割愛をさせていただきます。
2:27:52	ちょっと先に進ませていただきまして右下 13 ページと、あとセットで右下 14 ページ。
2:27:57	27 条 1 項 3 号、こちらにつきましてはちょっと前半のほうで御議論がありましたのでちょっと記載内容が変わるかと思っておりますけども、
2:28:04	再発防止ということでフードでかっこいいEと風土で廃棄するということについて記載をしております。
2:28:11	ここは当初する。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:28:14	審査会合が石油変わっておりますので少し黄色が増えておりますけども、
2:28:19	少し読み上げさせていただきますが、もともとの審査会合におきましては、
2:28:24	固体廃棄する作業建屋内の
2:28:27	いろいろ区画で負圧引くと区画外で放射性物質が採取あたりは系列間の中にこの作業場に設置するという設計をしておりました 2 ポチでしかしとして接基準要求である放射性廃棄物処理する過程において、3 違ったもの。
2:28:44	こういうことを踏まえまして、試験装置による縮減 4 時に放射性物質が散逸しがたいものとなるように風土を設けるという設計方針に変更するというふうにいたしております。
2:28:57	三つ目として仕訳切断エリアのほうですけども、圧縮減容装置の設置号につきましても区画された範囲を負圧維持することと、
2:29:07	それから、
2:29:10	フードの下部から汚染の可能性のある区域の雰囲気を配置するというので、
2:29:14	負圧維持管理能力に影響が悪影響を与えず、細粒募集しがたい設計とする、さらに商企切断エリアでは仕分け作業切断作業を行う際に、
2:29:24	高湿高性能粒子フィルタつき局所排風機を使用するというのでちょっとここ 5 ギガ作業運用となるって書いてます。ここはちょっと各出席必要かと思えますけども、時局所排風機を使用するというので、サイトしか対応を達成するというふうにいたしております。
2:29:42	14 ページ目がもともと同じページにあった図をですねちょっと見づらくなったので別のページに写したもので、左側 993 回の時の
2:29:53	対応方針ということでオレンジ色で囲った部分を負圧引くというふうに言ってましたが、右側に 17-4 図の通り、フードで囲うということで算出しがたいを達成するというふうに記載をしております。
2:30:07	右下の 15 ページに行きまして、これまでの別紙 3 で御説明した整理を踏まえて、圧縮装置のままの設計方針設計方針について変更内容を示すということでございます。
2:30:20	この中で一番最初の欄ですけども、嘔吐号って書いてあるところですけど。
2:30:25	指摘を踏まえた設計方針の最初の欄のところの一番最後の 3 行に直ってとかありまして、なお圧縮減容装置は平成 30 年 9 月 26 日に許可を受けた原子炉機器変更許可申請書に記載のある設備の使用前し、使用前事業。
2:30:42	検査の
2:30:44	完了後に運用開始するというので 993 回のほうで議論がありましたこの圧縮減容装置の運用開始時期についてはここに記載をしようというふうに考えております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:30:56	その他は資料の 7 である程度御説明されているしてるかと思いますが、不燃性だということは廃棄物は仕分けし圧縮減容装置で圧縮可能なものが主原因押しということで、
2:31:10	もともと等々993 回につきましては減容装置とですね試験装置一緒くた出足形容詞って表現になってましたけれども、ここはこれまでの議論を踏まえてフローとの整合明確するというので記載の内容を見直しております。
2:31:27	それからその下ですけども、これも先ほどのスライドの 10、12 ページ辺りで御説明をした仕分け切断作業エリアと別に新たに足減容処理エリアを設けて安く減容相当法縮減をここで行うということを明記したいというふうに考えております。
2:31:46	それから一番下はですね圧縮減容という単語についての議論がありましたので、この横坑のこの文章のところではですね。減容装置、主元素治療法の縮減を指すということで記載の適正化ということで、変えたいと思います。
2:32:03	それから最後右下 16 ページがえ等、固体廃棄物処理系統の概略図につきまして、
2:32:10	993 課で示した場所がですね、青線と赤線が変更箇所を示しております。
2:32:17	青線のほうがですね、これまでの議論を踏まえましてちょうどこの後ろのほうに、
2:32:22	参考の
2:32:26	参考-7
2:32:28	次、
2:32:29	993 回のときのフロー図を示しておりますけども、
2:32:33	もともと
2:32:36	ここで減容処理設備と並立で縮減措置にいくっていう流れでしたけども、これまでの議論を踏まえまして、減容装置の前から分岐をさせていくというような変更しております。
2:32:48	それから赤枠とか赤線で書いてあるものにつきましては、
2:32:52	フローをもう少しより良くするというので記載の適正化ということで、例えば点線で戻ってくる出ていくものを廃棄物の種類を明確にしたりとかですね右下のほうに点線と実線の凡例を加えたりというような変更をしております。
2:33:09	こういった形でこの資料からまとめさせていただいております。説明は以上になります。
2:33:16	規制庁の加藤です。さっき後で説明します言うてた 1500 本の計は説明はされます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:33:25	今やっちゃいますからちょっと 27 条のまとめ資料のほうから説明をしたいと思 います。
2:33:35	今の今日コメントリストに載っている件ですが、89 番になります。
2:33:47	違うすいません。
2:33:51	93 番です。失礼しました。93 番で、
2:33:56	これもつとぶっ中央みんなごろ向こうよろしいかと思ますんで、00 一番の資 料の
2:34:10	296 ページの図ですね、ノポイントにも載せておりました図でございますが、こ ちらのほうでスクリーンの処理能力 1500 ポツ処理量と答え廃棄物貯蔵庫の 保管量との関係を示すこと。
2:34:26	もうちょっと細かく見ますと 1500 分が少し遅迫つを処理するんですよと。モ ルタル充填孔土地はそのあと後段に処理過程があつて 1500 本ですよとそ こを凍らないんだけど、アイドルドラムヤードとの行き来するような線があつ て、
2:34:41	ドラムヤードに発生する廃棄物が多くなるとか少なくなるとかそういう説明をも うちょっとするよという御指示をいただいておりました冷凍ちょっと資料でそ の説明を反映しとは想定で御説明します。
2:34:56	292 ページの下の方の Paragraph 名声雑固体それほど 27-1 図に示すつてい うから始まる Paragraph Paragraph ですけども、圧縮減容装置の設置法におい ても固体廃棄物貯蔵庫に移動する。
2:35:14	モルタル充填された充填固化体の本数は年間最大静学校であることに変わり はなく、固体廃棄物貯蔵庫から処理のために持ち出された不燃性雑固体廃棄 物の範囲本ふうは熔融焼却圧縮減容処理を経るため増加することは行った。
2:35:31	従つて今トータルとして固体廃棄物貯蔵方向に圧縮家をそつちを設置したこと によつて、これまでより多くの廃棄物は戻つていつて、1 月に発生量が多くなる よなそういうことは起こりませんよということを説明しています。
2:35:46	説明事項は以上です。
2:35:56	はい規制庁の中ですすね、今の 292 と 293 ページ跨つて書いてあるところで、
2:36:07	固体廃棄物貯蔵庫に移動するものである充填された充填工等のセンス本数 が 1500 本つていうのを航路の送つて、そこに書いてあるのか上がると口語体 廃棄物だからあれですすね、
2:36:21	まず発生する BAF 年生だと固体廃棄物つていうところの発生量自体はまああ の、別に答え廃棄足首装置をつけても変わらなかつて、そこからそのフローに 沿つて

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:36:36	流れていって、最終的にモルタル充填されたものっていうのが最大 1500 本貯蔵庫に入っていきますよっていうところも縮減装置が加わってもそこは変わらずで、
2:36:51	主原因装置で別に発生する不燃性だということで廃棄物だけじゃなくてもともと固体廃棄物貯蔵港にあるものも取り出してきて縮減をかけてモルタル充填したりするんだけど、それは、
2:37:07	持ち出してきた量に対して処理工程を加えて圧縮をするんで、それをそのまま戻したとしても戻す量っていうのは、今本数でいけば、逆に減っているんで、増えることは、
2:37:22	ありませんよっていう、そういう意味ではだからそこはですね、213 ページの 1 行目の後段から持ち出されたものっていうことでは開発文章として、
2:37:35	ここは
2:37:36	はい。
2:37:37	理解しました。
2:37:46	規制庁ナガエですと 1500 本の話になったんで先に
2:37:53	今のあれですか。292 と 293 は、この図で言うと、
2:38:01	296 ページの図と言うと、つまりあれですか
2:38:05	右上の固体廃棄物貯蔵項から
2:38:11	出てくる青い線が年約 6000 本というところが、
2:38:17	そもそも、
2:38:19	変わらない増加することはないっていうのはこのことを言っていて、
2:38:26	所退屈貯蔵庫から処理のために持ち出された不燃性雑固体廃棄物の本数は、
2:38:33	溶融照射焼却や、圧縮減容等の書類を
2:38:37	減る。
2:38:38	評価することはないって、
2:38:41	このことなんでしたっけ、それとも違うところでしょうか。
2:38:44	現在のタケダですと増加することはないというのはおっしゃる通り 6000 本青い線に沿って持ち出されてきたものが守るものの処理とか仕分けとか減って、緑、いや、点線で戻るときに 6000 本以上になることは有り得ませんよということで趣旨です。
2:39:04	規制庁の儘田です。ちょっとそこがそもそも
2:39:09	ちょっとよく理解できてなくてですね、
2:39:14	別途被ばく評価の条件 1 表で
2:39:26	評価の条件表がこれですかね、例えば、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:39:31	305 ページが許可で、
2:39:40	記載してた第 27-2 表の
2:39:44	あとドラム缶の年間処理本数 6400 本で、
2:39:48	306 ページの第 27-3 表が今回は縮減要素処理装置設置規程
2:39:57	年間予定処理本数と書いてありますけど、1500 本ですと、
2:40:02	なので、
2:40:05	何と 6500 本、
2:40:07	処理能力としても 1500RC年間予定処理本数としても 1500 本を処理しますよ というふうに見えるので、
2:40:16	そうすると 296 ページを見ると、
2:40:24	圧縮減容処理装置の出口体年間 1500 本、
2:40:31	出すと。
2:40:32	その先の上場 1500 本を変えないということであれば、ほかの
2:40:39	ディーラーとかですね。
2:40:43	或いは
2:40:46	と溶融しないでそのまま
2:40:49	いくというところが、
2:40:53	0 にしないと 1500 本になるなっていうふうに思うんですけどそのあたりがちょっと
2:41:00	繋がりが本数の流れがちょっとよく、
2:41:04	理解できてないんですけど。
2:41:13	40 年の取り入れたりする。まず 1500 分充填固化体にしますとですね、6000 申し分けして、
2:41:24	いわゆる直上と呼ばれますけども、原稿が小さい不燃性雑固体廃棄物という ラインに載せそのままMonotaRO詰めるもしくは減容固化体講習会を色にか けて減容するラインというのは、
2:41:40	いですから、設計上の本数はありますけども、何というか、計画値とは違って仕 分けをしてみて、適切な処理依頼に流していくということになります。
2:41:55	なので、もっとすべてをすべての処理ラインを足し合わせた数が 1500 と整合 するように各処理依頼を設計しているわけではございません。
2:42:08	はい。
2:42:09	引き続き、
2:42:11	規制庁の森です。そう。そうすると、この設置許可なんでライセンススペースのな んていうんすかある種枠取りみたいな、
2:42:21	アマノ島の評価上の上限ですかということもあると思うんですけど、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:42:28	ちょっと今、例えばパワーポイントの
2:42:31	15 ページですか。
2:42:34	本文の記載がありますけど。
2:42:37	実態はじゃあどうどうされるのかっていうのをちょっと確認したいんですけど。
2:42:42	2 段目のところで
2:42:46	不燃制度作った影響率は仕分けし圧縮減容し装置では出荷可能なものは圧縮減容装置では主権良しとつまり 3 軸で、
2:42:59	修復可能であるものはすべて、これでまず処理しますと、
2:43:04	で、ここで
2:43:07	二つの選択肢があって、
2:43:10	そのまま 3 軸で、
2:43:13	3 分の 1 にしたものをドラム缶に詰めてちょっと保管するか。
2:43:17	或いは、
2:43:21	モルタルを充填してドラム缶なりに固形化しちょうど補完すると二つ選択肢がありますと、
2:43:28	で、その他のって書いてあるのは、これは一軸述べるのことと思うんですけど。
2:43:34	3 軸では縮可能なものは縮減をしたと。
2:43:39	3 軸で全部縮減をしたいば
2:43:44	その他っていう一軸で縮減をされるものは、
2:43:48	ないんじゃないかなと基本的には
2:43:52	つまり 3 軸で全部圧縮減容できちゃうので、
2:43:56	ということでちょっとこの辺りの実際の運用がどうされるのかって言うのはちょっとよくわからないところがあるんですけども、
2:44:07	ちょっとこの 3 軸一軸の話と、あと縮減様。
2:44:13	装置は縮減をした後の二つの選択肢は実際どうという運用される予定なんでしょうか。
2:44:26	県連道路です。
2:44:28	ちょうど次のページのフロー図とちょっとあわせて見ていただければと思いますけども、不燃性雑固体配給通話仕分けCということもまず最初に仕分けをしてもこの段階で縮減装置に可能な所可能なものを今まで言ったの薄板金属とかゴム製品とかそういったものは、
2:44:47	今回の圧縮さんは深層治山軸のものでは縮減要します。
2:44:52	そのあとドラム缶に詰めてモルタル降っても戻るものとモルタルお隣戻るものっていうのは二つのフローがあります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:45:00	最初の仕分けしていうところで圧縮減容装置の圧縮できないというふうに仕分けされたものはその他の不燃性だと答え廃棄物わっていうことで、フロー図でいうとちょうど年生だと廃棄物ってずっと右に行って、
2:45:17	16 ページでいうとコアの矢印のが最初の趣旨は、仕分けし可能なものっていうの先にで減容装置で所可能なものは縮減用紙が必要に応じて高周波よう煩雑固体減容処理設備に一体とかっていうことになっていきますので、
2:45:36	基本的に最初の仕分けしていうところで圧縮減容装置ではそれ可能なものはここでどんな縮減措置が流れていくしそれ以外のもはその右側のフローに流れていって、例えば季節述べる愛知軸のメールであったり、高周波いろいろであったり、何もできないものは直接充電したりっていうのはフローに流れていって実際の
2:45:56	運用としても、こういった運用になっています。
2:46:01	規制庁の浜田です。
2:47:07	うん。
2:47:08	この辺をちょっとつつ整理をしていただきたいというのがももとの趣旨でそれは結局処理の貯蔵容量の問題でもあるし、さっき言った。
2:47:24	被ばくの評価条件として
2:47:27	1000 線源の本数をどう考えているのかっていうところもあるので、本当になってるかライセンスの枠取りであれば枠取りとして別に残せばいいので、ただしその評価条件としてより厳しくなるのであれか。
2:47:46	それは厳しい条件として設定すべきであると、今の話だと。
2:47:52	多分縮減様子装置仕分けして圧縮減容装置に行くものは職員はしますと、ただし、その手話期の段階での縮減をそっちに行かないものが、
2:48:07	ある場合は、そうすると圧縮減容装置で目一杯 1500 トン使ってるときに、
2:48:13	残りの減容装置に行くものについては、
2:48:17	年間何ぼぐらいあって、
2:48:20	じゃあそれは上限の縮減装置で 1500 本処理してしまったら、プラスアルファが出るので、それは貯蔵容量とか被ばく評価の関係で、
2:48:31	どういう状況条件設定になるんですかっていうのが問題意識ですので、その辺りがちょっと整理し、
2:48:40	それでないのであればちょっと改めて整理していただいて御説明いただきたいんですけど、いかがでしょうか。
2:48:48	県連道路ですと被ばくの条件につきましてはこの圧縮減容装置につきましては年間 1500 本が最大処理量を揉まましスペックとして再度処理量ですので、これが一番保守的な設定として、被ばく評価をやっています。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:49:05	そして処理本数の話につきましては、例えばですね 296 ページのフローでいきますと、66000 本答えるちょっとここも持ってきますと、別紙でその時点で御仕分け切断をやると。
2:49:18	一方で試験装置っていうのが 3 で設計をしておりますので、
2:49:23	1500 を縮退していくということは、最大で仕分けした分の 4500 本はこっちもある可能性があるが一番理想的なあれそうすると残り 1500 本はやっぱり
2:49:38	町スペック上もできないものになりますので、そのときは、例えばそのまま固体弊社もしかしたらもう 1 回戻しちゃうで次の年処理するかもしれないし、或いは実態的には来仕分けをしていくと足経営できるものを、高周波でやるもの直上でやるものっていうのはあって
2:49:56	仕訳切断の下の行、緑色の斜めのフローで
2:50:01	流れていきますので、
2:50:05	そういった観点で 6000 本持ってきて圧縮装置が最大動いても 1500 本が流れていくんだけど、残りの 1005-1500 残りの 1500 本は別の処理でむいさらに減容されて貯蔵庫に帰っていくか或いは直接充填という形で、
2:50:21	同じ 1500 本でもモードっていうかという可能性はあるんですけども、そういったところで、
2:50:26	6000 本持ってきてもそれ以上増えて帰ってくることはないっていうのは一応そういう意味で御説明したつもりです。
2:50:39	規制庁の浜野ですけど各評価の条件として、306 ページの 1500 本は処理能力最大値を書いてあるっていうのは理解しましたので、評価上これが一番
2:50:57	最も保守的だというのは、保守的なのか
2:51:03	最適評価なのかわかりませんが、わかりこれ以上増えることはないというのはわかりましたけどそうすると、
2:51:09	一方で、
2:51:12	6 せんうちの 305 ページ側の既許可分のほうからは、
2:51:20	例があれですか。
2:51:23	これも 6400 本から
2:51:26	圧縮減容装置を入れたことによって増えない。
2:51:30	のカット。
2:51:33	今ご説明いただいたようなところの
2:51:41	流れですね、6000 本規格 1500 万残り 4500 本の話とか、除染 500 本の別の 1500 本の話がされたのが、
2:51:51	ちょっと
2:51:54	けど、ちょっとその辺りを

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:51:57	整理していただきたいという趣旨なんですけど、どっか整理されているところがあるんであれば、あの場所をしていただきたいんですけど。
2:52:10	のタケダです。ですからちょっと整理すると今の観点で整理された記載はあまりないので、それはちょっとまとめたいと思います。
2:52:19	ちょっととらえ方の一つの側面なんですけども、今までは手話既設段差量に対して最大 6400 本だと、まさに枠取りをしてそれで評価してました。圧縮減容装置に対しても、おっしゃる枠取りで作業してました。
2:52:38	それと例えば雑固体減容処理設備の設置に 6400 本／6000 億円悪化の最大の処理本数で評価しても転居に対してもできるということには許可してますということ、昭和の時代の償却に対しても整理されているはずですよ。
2:52:55	それぞれのそのプロセスに対してやっぱりマックスで評価して評価されていて、
2:53:04	それぞれにそれぞれ処理過程において評価されているというのはそういう整理するイメージしているんですけども、イメージと合っていますでしょうか。
2:53:19	それはすいません被ばく評価上はあれですか
2:53:26	この 293 ページに書かれている。
2:53:31	増加することはないっていうのが、
2:53:37	これはでもあれですよ。持ち込む持ち込むというよりは、そのあとの執行し溶融焼却とか圧縮減容等の処理を経るため、
2:53:48	増加することはないと言ってるんで。
2:53:52	ちょっと持ち込みの量とは違うような気がするんですけど。
2:54:02	前年度比です。293 ページで今回追記してきたのは、固体廃棄物貯蔵庫に対して負荷を与えるような回動解像っていうか設計ではないですよっていう趣旨の説明それで被ばく局あまりちょっと頭になかった。
2:54:19	ところがあるんで、ここはもうちょっと丁寧な説明が要るかなと思います。
2:54:29	明日 293 ページは、そうするとあれですか。
2:54:35	高周波溶融炉とか溶融焼却による減容効果が小さい不燃性です固体廃棄物の
2:54:43	処理処理量は底を変えないので増加はしないので、
2:54:49	従って貯蔵庫側 2／
2:54:54	より多くのものに行くことはないよ。
2:54:59	それは既許可の範囲ではわかりましたけど、そこに縮減措置が年 1500 本っていう
2:55:08	緑の線が加わることによって、その先の貯蔵庫に行くねん 1500 本が、
2:55:14	増えないのかっていってというのが問題意識が一つで、そのときに、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:55:24	はい。
2:55:25	今回は今の話だとあれですかね、最大 6400 本と 1500 本は、
2:55:29	それぞれ最大ということなので、それは何となく影響しないというのはいわかりましたので、そういう理解であれば被ばく評価のほうは、
2:55:38	特に結構です。
2:55:43	原電の入谷です。承知しました。その旨を追加しますと 1005 分後は、モルタル充填装置を通してもうたる上程して 1500 本戻るというのは変わらないというのを説明している通りですので、そのほかに、ドラムヤード 2500 分の
2:55:59	充填されたものを添付のほかに戻るラインというのはもともとありましたとある意味線の数を追加になっていますと、ただこの線はそれぞれ何かしら処理を経ているかも知れていないかですけれども増えることは絶対ない。
2:56:14	ドラムヤードから持ってきたドラム缶以上のものは戻ることはなくて、そういう意味ではアウトドラムヤードに対して負荷を与えなくてそれは圧縮装置を新たに設置して圧縮装置等モルタル層充填装置の間で戻るラインは追加になっても、ドラムヤードに負荷を与えることはないという整理だと思ってます。
2:57:12	規制庁の儘田です。今の御説明で理解できましたので本件については了解しました。
2:57:37	IAEA慶長の金戸です。それではパワーポイント資料のほうでちょっと私から何点かなんですけども。
2:57:44	まず 2 ページの指摘事項のところでもともとその申請書本文の記載内容の変更の要否について整理してってところで設置変更許可なので、やっぱり本文が肝になっていて本部が変わるから今回変更申請が出てきてるってことを考えると、
2:58:03	今の本文のところは後ろのほうにやや別紙 4 っていう形で書かれているんですけど、これむしろ位置付けとしてはやっぱり一番最初のほうに来るんじゃないかなと結局この別紙 1 で今再整理はしていただいているんですけど再整理をし、
2:58:22	して整理をした結果として、まず本文がどうなりますっていう話があって、そのあとに、それ本文は変わらないものも含めて、なぜ変えなくてよかったのか、なぜ各条の適合方針変えなくてよかったのかっていうところの説明が多分この
2:58:41	55 ページ以降の店舗 8E2 の記載の中で展開されていくのかなと思ってますと、あと加えてマークが今日も言いましたけど審査会合のところも踏まえてもまだその書きぶりとか記載ぶりってそのまとめ資料も含めて、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:59:01	まとめ資料、補足説明資料も含めてですけど、書きぶりはまだまだ詰める必要性があるかなと思っていて、そういう意味でいくと、今、この5ページのところもそうですし、
2:59:14	15ページのその本文を書いてあるところもそうなんですけども地域を踏まえた設計方針っていう形で、もうこれでいきますっていうふうに決めた形の書きぶりになっていて、もしこういう課税示されるのであれば我々としてもこの書きぶりを
2:59:30	じゃあ中詰めないと、結局審査会合としてそこまで確認する必要が出てくるかなと思っていて、今回そこまでやるつもりならあれですけど、基本的には来こういう方針でいきますっていうあんなのか何なのかちょっとどう書くかはあれですけど。
2:59:48	こういう方向性でやるつもりなんですっていう示し方なのであればあれもじゃあその方向性は確かに了解をできる、或いはひだ会合でそこはこうなんじゃないかって確認するっていうことだと思うので、ちょっとこの今、断定的な形になっているところはちょっと検討いただく必要があるかなと思いますので、
3:00:08	5ページのところとか、前は結構この前回のバージョンのときに結構すごく丸めて書いていたと企画課と変わりませんということが書かれていて、前回のヒアリングのときに、さらにそこで結局許可との比較をした結果追加になったものとかっていうので
3:00:28	そそれを書こうと思うと結局、少し詳細に書かないとっていうことでこういう方向になったのかなとはcore理解はしたんですけど、ちょっとその断定的な隔離のところはちょっと検討し1くださいっていうのと、あとはその5ページのところでいくと。
3:00:45	6条のところとかで、その企業買う前と設計方針とすることし記載を追加したっていう言い方をされてるんですけど、これ別に当初のときにも既許可を踏まえるとなつてから来許可と異なるその設計方針をしたわけではないと思うんですけど、ちょっとこの言葉の意味合いで、
3:01:07	既許可を踏まえた設計方針とすることと色彩を加えた
3:01:13	いうのがあるからんだから前は機器はその前置き許可を踏まえていなかった。
3:01:19	それから、
3:01:21	いなかったところで書いてなかったということになるか何かずつそこ
3:01:27	なんでここは何かちょっとどういう。
3:01:32	いや所踏ま踏まえては踏まえた結果としてなんだと思うんですけど。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:01:42	原電の鈴木です。来許可から変更がないから、書いてなかったっていうのが実態なんですけれども、ただやっぱり、例えば 676 条ということでその条文を適用して設計をするっていったところで、
3:01:59	その適用して設計する際に、既許可を踏まえてやるよっていうようなことをちょっと書いたつもりですとちょっと言葉が飛び過ぎてる感があるとおそらくわかりづらいというようなことかと思えます
3:02:15	何というか、例えば六条であるならば、ちゃんと 6 条を適合するっていうことが適用するといったところを明確化。
3:02:26	すると、その際に設計方針は既許可から踏まえてやるんだよと。そういった記載にしますよっていうようなもうちょっと丁寧にその辺、過去かなというふうに思います。
3:02:39	ただ赤字で参考の 9 ページとかを見ると後もともと審査会合のときには、第 5 条の次第 8 条にしている 6 条はもともと書いていなくて、結局その来既許可から変更がないっていうことには変わりはないんだけど、今回、結局
3:02:57	更新っていうのを改めて確認したらこれは少し何ですかね、ちゃんとその企業かわらないってことを改めて説明したほうがいいだろうっていう判断をしたということ。
3:03:13	はい。そうですね、ちゃんとおそらくこの 4 ページフロアの 4 ページのフローのところに込めるってですね、今回個目として作業を加えているんですけども、許可の設計方針を踏まえるものを含めてその適用するものはすべて基本的にはあげるんだよと。
3:03:32	だからこの考え方にのっかって、今別紙の 3 の(1)とか(2)っていうのが出てきていて、適用するものを設計に際して適用するものはもう漏れなく挙げたんだと。
3:03:43	そういった考え方です。
3:03:46	ここが一つじゃこの 4Q 直下ですけど 4 ページのこの米印のところを引きつつだから六条は加えることになったんですけどかっていう書きぶりになると思うんですかねその整理と 6 条に限らず、
3:04:02	球場とか物になるんですかね。はい。押し下げ出続けさんのおっしゃる通りだと思いますそういった意味でこの変更理由のところですね、今の個目の記載みたいな、ちゃんとそれを適用するというようなところも含めて価格改定丁寧に書くということかと思えます。
3:04:18	はい。起こりました。それから 7 ページのところは火災なさつき感知消火のところはさつき宮本からもコメントありましたけど、多分そこは変わってくるのかなと思っています。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:04:31	それから、
3:04:32	13 ページのところ、27 条 1 項 3 号のその歳出しがたいのところですけどこれちょっと今日のヒアリングの前半のところでも、少し確認をさせていただきましたけれども、結局重雄装置はフード付サイトしがたいで
3:04:50	その仕分け切断作業エリアの方っていうのは、高性能粒子フィルタつき局排横坑で運用の対策をしつつ、エリアとしても全体を引いてっていうところの合わせ技で、散逸しがたいっていうことだと思うのでちょっと今の
3:05:06	書きぶりでもたから繋がってさらについていうとやっぱり何かさらにのそこはおまけ感が出ちゃってさ1 がたいの必要条件にはちょっと見えないので、この記載もちょっと今日の最初のほうの確認に絡みますけど、見直しが必要かと思っています。
3:05:25	原電の鈴木です承知しましたおっしゃる通り、13 ページの下から二つ目のまたのところですね、ここはあの負圧に引くまあ負圧の管理能力に悪影響を与えないだけで、放射性物質が散逸しがたい設計っていうふうに結論づけちゃってますけどもそうではなくて、
3:05:40	その換気能力に影響与えないという話そういう設計とするということと、一番下に書いてある局範囲の話、ちゃんとそれを設ける設計とすると、その二つの設計、それらの設計をもってですね、最頻値がたい設計とするというような、そういった趣旨で
3:05:56	改定をかけたいと思います。はい、わかりました。規制庁カドヤです。それから、ちょっと細かい記載でちょっとゆ着整流 4 ページのところ、オレンジの点線左側の図でオレンジの点線で区画された作業場ってありますけど。
3:06:12	多分作業場今整理が変わっていて、この今回申請の赤枠のところは抜く形に多分整理が変わったんですかね。
3:06:23	NPOですおっしゃる通りです。ちょっと反映漏れてましたので廃止します。失礼しました。はい、ここにもちょっとそこは的成功していただければと思います。
3:06:32	はい、じゃあ、すいませんちょっと私だって言っちゃいましたけどすいませんその他、規制庁側からあればお願いします。
3:06:45	規制庁タテベですと同じく 14 ページのところなんですけども福井で吹き出しがあって、局扱いときには何か条件があるような形で巻かれてますけども、今は条件がないのでちょっとここは適正化が必要かなというふうに思ってます。
3:07:11	これはちょっともう 1 回ちょっとどこの各すいません申し上げた 14 ページの左のほうの図で吹き出しあるじゃないですか。
3:07:19	ここで、局排使うときの条件みたいなものを書いてあると思うんですけども、これまでの説明だと思う条件なしでは、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:07:26	やりますということだったので、ちょっと実態と違うかなと。
3:07:31	原電の鈴木です承知しました確かにおっしゃる通り、測定結果に応じて何か協会を使うかどうかを決めるように書いているんですけどもそうではなくて、仕訳切断のときには必ず使うといったところで、圧縮と同じそうですね。こちらのほう適正化したいと思います。
3:08:00	はい。
3:08:01	ごめんなさい。ちょっとすいません 27-30 粗度当初申請の考え方を変えてたので、仕訳切断すごく数ヶ所先ほども、当初申請のときは縮減輸送流量も一緒に引きますっていう、申請していたので、
3:08:19	点線の位置もこのままだし今吹き出しも当初は必要に応じ、測定するっていうことだったので、それを今回設計を見直して局排は常に使えますということと、
3:08:31	もう等ですねやりたいと思ってますので、これはちょっとすみません、左側ちょっともう少しあるかな。
3:08:38	変更前っていうことがわかるようにちょっとしたほうがちょっと
3:08:50	規制庁のドイですけどもそれであれば、多分今変更前いわき 27-3 図で変更が 27-4 図で
3:09:02	フラフープを設けることを確か会計なくて多分、区画の変更とかが変更後のほうもれているので多分その辺入れるとうまく説明になるのかなと思いますのでよろしくお願いします。以上です。
3:09:17	経年土地代です承知いたしました。
3:09:29	規制庁ナガエです
3:09:32	3 ページでいいのアポイントを 13 ページのところなんですけど。
3:09:37	ここで
3:09:38	三つ目の三つ目のポツのところでもたのころの 2 行目で風土の下部からの汚染の可能性のある区域の雰囲気や排気することで書かれてるんですけど、
3:09:53	説明圧縮減容の
3:09:57	監視型いい自体はもう風土の
3:10:02	多分関係なく、処理処理に対して
3:10:07	やっぱり講師くってということで閉じてるんで、ここで
3:10:12	フードの株が云々っていう話はね、ちょっとこんな招くと思うんですが、本市でもないの、これはちょっともう削除したりしていただいたほうがいいのではないかと思います。
3:10:33	緊対所率所ご出席承知いたしましたそのように反映いたします。
3:10:43	させませんとちょっと 15 ページのこの本文の記載でさっきちょっと話あったんだけど、これちょっと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:10:49	さっきちょっとボイラーだと思ってすいませんちょっと少しちょっと確認させてください。特に2段目のところの考え方で本人横にFレンズ政府雑固体処理フローとの整合明確化っていうことで、後ろのページと整合をとったっていう表現だと思うんだけど。
3:11:06	そういうことですね。で、ここで不燃性雑固体廃棄物はで始まってそれを燃性雑固体設廃棄物のところに行って、
3:11:18	で、
3:11:19	手話消してとところが必要かどうかは別だけど、消極書いてないので、多分その場で仕分けしてるんだけれどもそこにだけど圧縮減容装置'可能なものを
3:11:29	汗を圧縮減容装置で圧縮可能なものを圧縮減容装置で圧縮減容して何か同じことを
3:11:37	何か言っているような気がするんだけど、これは何うち黒くちょっと
3:11:42	要は、それはまずそこをちょっと日本語で話しなどでいいとしてこれは後ろのページ言うところの青い線、
3:11:49	圧縮減容装置を指している。
3:11:51	ここいいんですけども、あとは国庫う固型化材料モルタル充填して道路がかなり国旗きやすいちょうど補完する。
3:12:01	これを何を指しているかっていうと、
3:12:06	この牛圧縮減容装置から後ろ陸運線を指しているんですか。
3:12:14	それともう減容装置のほうに行くようベイエリア処理のことをさせているのか、どっちのほうで出しますけど。
3:12:24	去年のケースで全社でありましたスクリーンをポーチだスクリーンをしたものをモルタル充填すると優先をさせています。
3:12:31	そうすると子供はトムラじゃなくて、
3:12:34	録音ドラム缶に連れて、
3:12:38	固形化材を充填してドラム缶に固形化しちょうど補完するじゃないんだって1回めのこの貯蔵もいる。
3:12:45	ということをこれ、
3:12:46	全う検討取りつけるタケダです。まっとうの丸のドラム缶に詰めてちょっとほかにつきましては、圧縮減容装置を経た後に実績に沿っていく上側に行きそのまま訂正に従って固体廃棄物貯蔵庫に
3:13:03	戻すという線を動線を示しています。好転性を指してるわけでは赤い点線をさせると、赤い途中までかかるような達成度と
3:13:14	そういうことね。
3:13:15	こっちのほうで少しホッチェックさせるの。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:13:22	そのまま貯蔵庫に行くやつ収集しがかりになるんですよ。そういうことであります。
3:13:32	ちょっと、
3:13:33	道路が所属する課をもっと起こす重点指導出所しかかり品として1回、
3:13:40	そこで貯蔵工事戻るやつもあればそのままはその後っていうか、
3:13:48	そういうことね。
3:13:50	これちょっと待とうで打つの所微妙だけど。
3:13:54	だから結局しかかり品を
3:13:58	うんうんとしてちょうとするか。
3:14:01	層厚続きで書いているということです。あしぎんを掃除して総合の流れでモルタル充填して、
3:14:09	動画黒色化すると。
3:14:11	これを書いているとその他の骨の髓固化剤終わっているこれでやっと
3:14:18	これは便利上側にきて減容装置のほうで規定。
3:14:22	スズキ処理設備を置くことはずっとこここれもだから同じ意味で仕掛けかり品等または以降で縛りみんなじゃなくてその後モルタルいくやつを書いていると。
3:14:33	わかりました。なかなか難しいそうそういう意味で書いているということで、
3:14:39	うん。なるほど。
3:14:42	これちょうどごろを圧縮減容装置で圧縮可能なものは圧縮業装置では縮減を知っているものでちょっと触れたぶってるからよくおっしゃっている。
3:14:52	○意味は結構
3:14:58	原電の武田です。こちらあの変更、変更前とか993回のほうで設計方針993回審査会合で示した設計方針を見ていただくと、食可能なものを要物または測量装置スクリーンをやっていうのがもともとあったようです。
3:15:14	ここを適正化しに行ったわけですけども、結局圧縮減容っていう行為が2パターンあるとそれに対して何だスクリーンをするのかっていうのを必ずセットで用いることで明確化しますと、これはちょっと別のコメントに対してその旨回答していますので、それにさらにその前段で、
3:15:31	仕分けし、どういう整理をするかというところとは経営の想定でマスク可能なものかどうかを仕分けしますと、ちょっと言葉どうぞ黒くなってるんですけども、正確に誤解のない過去文章にはなっているのかなと思います。
3:15:48	合わせようとちょっと理解しました。あとは、
3:15:53	そうです。
3:16:07	あとはですね、15ページの三つ目の段落のところの小計のところの仕分け切断入谷

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:16:15	これときだったと二つ目のルートは手話消しだけどこれは接道入らない。
3:16:30	を行っております。二つ目の普通すいません今議論になってたやつで、不燃性雑固体廃棄物は週明けシェア縮減装置が修復可能なものって書いてあるけど、これ集計と切断セットじゃなくてここは承継だけ。
3:16:54	結局からこの辺だったということと近隣のJAスズキ許可からこの表現だったということと、ここやっぱ廃棄物処理フローを示しているんで、この後入院を相当講習会を言うとかに繋がる中で、それぞれのプロセスに向かうもの刺激すると。
3:17:11	いう文章になっています。
3:17:14	これもちょっととりあえずは 2000 あるだろう。わかりました。
3:17:22	いや、結局はどこに承継って言葉がないから。
3:17:25	今回ついたところだと思ったんだけどもともとついてたんだっけ。
3:17:46	今回、
3:17:47	この 007 番の資料の 76 ページのほうに点中の
3:17:54	表がありまして、これも覆う原発もしくは本文 5 号と同じような表現ではあったんですけども、仕分けしという、期生プールがここだけやったんで、今回、1 回、
3:18:11	76 ページです。一番最後です。
3:18:17	①17 条というのは備考に書いてある列ですね。
3:18:21	ここに仕分けシートと点検に立ち会った表現なのをちょっと整合という意味で展開を図った。
3:18:28	ものになります。
3:18:40	提案、
3:18:42	まず天気です。表のタイトルの黄色いところが安全責任に関する説明っていうのはこれ放射線管理に関する説明が正しいので、ちょっとどうします排水いたしました。
3:19:01	そもそも仕分けていくことが必要になっていう規模着火しますけどね。要は後ろのフローによるって書いてる割にはフルード仕分けないからね、そこは仕分けっていう作業自体が多分当たり前だ話じゃないかなっていたかつきをするんだけど。
3:19:19	NUSおっしゃる通りフローの線がわかるというのは手話季節的に決まっているので、ちょっと適切な表現考えたいと思います。
3:19:31	はい、とりあえずお年の方。以上です。
3:19:37	規制庁なんでちょっと今の関連で幾つかあるんですけど、まず、あれですか、資料 7-76 ページが

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:19:47	添 9 の記載ということであれば、
3:19:51	これ一応確認していただきたいという趣旨なんですけどさ、パワポの参考でついている。
3:19:59	参考 6 ページがですね、従来から
3:20:03	添付 8 まで出て研究がついてないんですけども、研究を改めてつける必要はないのかっていうのを一応確認していただきたい。
3:20:13	というのがまず、まず 1 点です。あとは、先ほどの 15 ページですか。これ単に
3:20:25	変更前後の線の引き方がちょっと
3:20:31	資料 7 と整合なので、
3:20:34	ちょっと確認していただきたいんですけど、この 2 段目の、
3:20:38	燃性雑固体廃棄物はっていうのが許可であるので。これ今の右側の
3:20:46	それと両方ですね、下線が引いてないんで資料 7 のほうは
3:20:52	片方はちゃんと下線が引いているので、ちょっと整合していただくようにというのと、
3:20:57	あと、当初申請では
3:20:59	1 段目の下から 4 行目ですか。ぼつ圧縮減容装置っていうのは、
3:21:06	これは当初申請ではちゃんとこの追加しますっていうのは、
3:21:11	説明されたと思うので、
3:21:14	ここも今赤線が抜けている。
3:21:18	状況かなと思います。
3:21:21	というのがちょっと 2 点目です。3 点目は、さっきちょっと
3:21:27	1500 本のところで確認をしたんですけど。
3:21:33	縮減を装置では修復可能なものは縮減予想値では出勤をして、
3:21:41	そう。そうでないものは、
3:21:46	あれですか。Rayleighらで、
3:21:48	縮減をするっていうことか。
3:21:51	あるのかないのかっていうのがちょっとはっきりしなかったんで、その辺りはちょっと
3:21:58	引いていただきたいんですけど以上 3 点お願いします。
3:22:18	配当させませんねと、転記アジェンダ上です。9 を改正申請範囲に追加すること実はのおっしゃる通りお示しすべきだと思いますので、当載せる方向で考えたいと思います。火線につきましてはちょっと
3:22:34	当ルールがせ、応答ぽつと 007 で違ったりして混乱を招いて言ったかもしれないので、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:22:44	ただこれはこれで一つのルールとしてあるのかなと思うので御説明しますと0なのは、下線を結局あと設計変更を横並びにして、当初申請と違うところ変わったところを下線で示していますと、一方でパワーポイントの比較表は、
3:23:01	等々、
3:23:05	当初申請等へと今回の設計報奨並べて所線引きっていうそういう意味では簡保時許可から変わったとこって情報はあまり示せていないっていうのはそういう形になってしまってます。なっています。
3:23:19	それと三つ目が、
3:23:25	ちょっと圧縮装置つぶさない場合に元素実物のコアを確認させていただきます。
3:23:33	規制庁の浜田です。じゃあ1点目の点9は確認して必要があればそれもつけていただくということでお願いします。2点目はですね。パワポのほうの比較表がわかったんですけど
3:23:49	資料7-1ページは、これは左が既許可で右側が
3:23:55	圧縮減容装置。
3:23:57	設置後の設計方針なので、
3:24:03	本文国語のとの(3)-1の
3:24:06	それとこの赤線が引いてあるのが昨日前ですね、縮減を装置等で構成するの、ここのポツ圧縮減容装置っていうのは
3:24:16	河川が必要だと思ひまして、
3:24:20	いずれにして
3:24:22	7月に説明していただいたところはちゃんと下線が引いてあったので、ここは赤線の引き忘れかなと思います。
3:24:31	3点目はちょっと実際の運用のところはちょっと確認したいのでよろしくお願ひします。
3:24:41	よりふう承知いたしました。
3:24:45	経常稼働率添付書類の関係ですけど、添付書類11の品証もうあれは設置変更の都度都度出していただくやつなので、ここ当時のここでもちょっと記載が抜けてたので多分今回またそこも入れるってことをちょっと
3:25:01	名明確にさせていただいたほうがいいかなと思いますので、懸念時台数承知いたしました。
3:25:09	はい。規制庁同率けれどもええと記載のところちょっと1点なんですけど15ページのところの指摘を踏まえた設計方針のところの上から2番目ですね不燃性雑固体廃棄物は仕訳Cのところの

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:25:24	4行目なんですけれども河成の最後ですねその他の不燃性脱固体廃棄物はってあるんですけれども、ここで世の中上記以外の不燃性脱固体廃棄物はってという方が、
3:25:38	多分適切かなと思いますのでそこをちょっと記載Eですね適切な記載ぶりちょっと検討していただければと思います。以上です。
3:25:48	前年度比でふう承知いたしました。
3:25:59	上をですね店舗ステップしろなどとここでちょっと今思い出したんですけど今おそらく特重関係で、
3:26:06	同じように、日本で走ってるとちょっと6出してると思うので、前後とかもかしいたら
3:26:13	結局出さなきゃいけないかもしれないと思うので、その辺はよくどっちが先になるかちょっとよくわからないんだけど、その辺はよくタイミングを考えて必要な書類は用意してください。以上です。
3:26:29	原電スズキで承知しました。
3:26:40	すみません規制庁ナガエですけど7番の資料なんですけどね。左の既許可のところ、最後
3:26:50	設置許可申請、変更申請書等々で書いてて、例えば1ページとかそうなんですけど、11ページとかになるとその既許可でシーズこれ申請書だけ左に書いててその等々を
3:27:06	申請書っていうのは何か使い分けを流されてんでしょうか。
3:27:11	原燃の鈴木です。失礼いたしました。基本的には最終的にはすべて等つけます。それで実はこのパワーポイントの資料今日の三番の資料の2ページのところの記載ですね、ここじゃなかったかなと思います。ここですね、この2ページの回答の丸の一つ目のところで、
3:27:31	2行目ですね0%元年7月24日に許可を受けた原子炉設置変更許可申請書等々こう記載したんですけども、申請書ってこういろんなその許可の積み重ねなので、この敷地の例はナガエトレー鋼の4月24日だけじゃないよねっていう趣旨で、
3:27:48	いろんな許可があるよということで等をつけさせていただいたんですけどもちょっと中途半端になっちゃってついてないところありますので、すべて付ける方向で考えたいと思います。
3:28:07	はい規制庁加藤です。はい、そうその他よろしいければ、
3:28:13	はい、じゃあ、以上としたいと思いますけれども、事業者側から確認点などありますか。
3:28:19	はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:28:20	あと規制庁にいる原電から特にございません。本当にお願ひします。
3:28:29	現在こちらベースから求められる。
3:28:33	はい、規制庁からですはいわかりましたそれでは農協の東海第2主原因は装置の設置にかかるヒアリング以上で終了したいと思ひます。お疲れ様でした。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。